

建具の防犯性能に関する 通則仕様申請要領書



2004年3月制定

2020年9月改定

一般社団法人 日本サッシ協会

改定履歴

発行月	項目	ページ	主な改定内容（概要）	承認組織
2012年5月	全般	全般	全面改定	仕様基準適合審査委員会
2016年6月	全般	全般	防犯ガラスを防犯ガラス（C P ガラス）へ表現変更	同上
2018年3月	1.	1	表現変更	同上
	2. (2) 1)	1	表現変更	
	2. (2) 1)	1	要件追加	
	7. (1)	7	表-2 ⑧社名の変更区分変更	
	8. 1(6)	10	表現変更	
	8. 6(4)	15	申請日付記載ルール変更	
	9. 3. 1(6)	24	採光窓が可動する場合のルール記載	
	9. 3. 1(7)	24	新規追加	
	9. 3. 2. 1(1)2)	27	採光窓が可動する場合の記入要点記載	
	9. 3. 2. 1(6)1)	33	戸先錠に関する記入要点記載	
	9. 3. 2. 1(7)1)	35	例文追加	
	9. 3. 3. 1(3)1)	42	対象部品例追加	
	9. 3. 5. 2(1)7)	47	表現変更	
	9. 3. 5. 2(1)8)	47	新規追加	
	9. 3. 5. 2(2)2)	47	対象部品例追加	
	9. 4(6)	49	採光窓可動タイプのルール追加	
	12.	54	本仕様書の位置づけ変更	
	12. 3(1)	62	「防犯性能の高いサッシ等の構造・仕様に関する基準書」記載の内容を反映	
	全般	全般	誤記修正	
2019年3月	9, 3, 5, 1(3)④	46	防犯フィルム貼りガラス例図追加	同上
2019年6月	全般	全般	年号変更（平成を西暦へ変更）	同上
	6. (1)	6	（C P フィルム）を（以下防犯フィルムという）へ表現変更	
	9. 3. 5. 2(1)7)	48	防犯ガラス を防犯ガラス（C P ガラス）へ表現変更	

2019年6月	9.4.(7)	50	防犯ウィンドウフィルム貼り ガラスを含む を 防犯フィルム貼りガラス、防 犯フィルム貼り複層ガラスを 含む へ表現変更	仕様基準適合審査委員会
2020年9月	9.3.2.	全般	「構造・仕様の説明」欄の防 犯対策記載分の全面修正	同上
	12.1.(5)	61	「換気框を設置する場合の仕 様基準」を追記	
	12.1.(6)	62	「キックプレートを設置する 場合の仕様基準」を追記	
	5. [表-1] 8.10. [様式7] 9.5.(2) 12.3.(3) 4)	5 17・18 56 71	開き系式のサッシに、対象と するテラスドアに「上げ下げ 内蔵テラスドア」を追記	
	13.	全般	「構造・仕様の説明」欄の防 犯対策記載分の全面修正	
	全般	全般	誤記修正、文言の統一	

はじめに

(1) 目的

昨今、法令や基準などの運用に於いて、より厳格さが求められる社会状況となっており「防犯性能の高い建物部品」に於いても、品確法に基づく住宅性能表示制度の評価項目となっていることなどからも、今まで以上に厳格な運用が求められています。

このような社会的背景を考慮すると、商品を生供給する立場にある申請者は、確実に防犯性能品質を有した商品を市場へ供給する責任があります。今回は、種類毎に定められている侵入手口（試験項目）と「防犯性能の高いサッシ等の構造・仕様に関する基準書」で定められている基準との繋がりをより分かりやすくすることにより、商品開発に携わる申請者が、構造・仕様の基準を十分理解したうえで商品開発に取り組み、より確実な防犯品質を有した商品を市場へ供給することと共に、申請業務の効率化を図ることとしました。

(2) 目録登録商品の品質管理責任について

「建具の防犯性能に関する通則仕様審査制度」の下では、種類別商品名毎の代表の構造・仕様について審査を行っており、申請者が販売する全ての商品について審査を行っているわけではありません、また「防犯性能の高いサッシ等の構造・仕様に関する基準書」は、過去の試験結果及び既往の知見等に基づき、防犯性能を満たす為の最低限必要と考えられる構造・仕様についてまとめたものです。部材や部品の組合せの違いによっては、必ずしも基準書に定められている基準のみを満足しただけでは防犯性能を確保できないことも考えられます。申請者は、申請商品の防犯性能を自ら確認し申請する必要がある、目録登録した防犯商品の全てについて品質管理責任があります。（確認試験方法については、一般社団法人 日本サッシ協会（以下当協会）の事務局へ問合せください）

(3) 申請者の資格要件

「建物部品の防犯性能の試験に関する規則」の第3条の2に定める建物部品の製造業者及び輸入業者で、国内に販売拠点を有し、下記の条件を満足できる者としします。

- 1) 当協会は、申請者より提出された申請図書だけでは防犯性能確認の判断が困難な場合は、申請者へ試験実施を指示できることとしします。
- 2) 申請者は、当協会から商品の提供や改善などの協力を求められた場合、可能な限りこれに協力することとしします。
- 3) 申請者は、別に定める事前試験負担金及び審査・登録費用を負担し、当協会へ費用の支払いを行うこととしします。
- 4) 申請者は、当協会から「防犯性能の高い建物部品」（CP製品）の出荷実績の報告を求められた場合は、速やかに報告することとしします。
- 5) 当協会は、申請者が登録内容と異なる構造・仕様の商品を製造販売したときや、製造・輸入者としてふさわしくない行為があった場合は、申請者からの申請を拒み、又は目録から削除することができることとしします。

(4) 過去の申請図書の取り扱いについて

第1次申請～第17次申請分の既審査済み図書については、今回の改定申請要領書による再提出は不要としします。ただし第1次申請～第17次申請にて申請登録した商品を対象に、追加申請又は変更申請する場合は、今回の改定申請要領書に則り新規作成し申請することとしします。

目次－１

１．	適用範囲	P 1
２．	通則仕様申請の手続き、申請申込先	P 1
３．	通則仕様申請の審査・登録に要する費用	P 2
４．	申請図書の提出要領	P 3
５．	通則仕様申請可能商品の種類と開閉形式	P 5
６．	同等の防犯性能を有する構造・仕様（申請不要）	P 6
７．	申請区分と作成図書一覧	P 7
８．	申請書、誓約書、委任状、目録登録商品名一覧表などの作成要領	P 9
８．１．	通則仕様審査申請書	P 1 0
８．２．	通則仕様登録取消申請書	P 1 1
８．３．	通則仕様誓約書（新規申請）	P 1 2
８．４．	通則仕様誓約書（社名の変更申請）	P 1 3
８．５．	委任状（新規申請）	P 1 4
８．６．	委任状（社名の変更申請）	P 1 5
８．７．	会社概要・案内	P 1 6
８．８．	販売代理権が確認できる書類	P 1 6
８．９．	会社登記簿謄本	P 1 6
８．１０．	目録登録商品名一覧表の作成	P 1 6
９．	種類別申請図書の作成	P 1 9
９．１．	種類別申請図書作成の共通事項	P 1 9
９．２．	種類別申請内容説明書の作成	P 1 9
９．２．１．	申請内容説明書作成の共通事項	P 1 9
９．２．２．	商品名欄の記入要領	P 1 9
９．２．３．	申請内容欄の記入要領	P 2 0
９．２．４．	申請内容説明書の記入例	P 2 1
９．３．	代表構造・仕様説明図の作成	P 2 4
９．３．１．	代表構造・仕様説明図作成の共通事項	P 2 4
９．３．２．	構造・仕様説明欄記入の共通事項	P 2 7
９．３．３．	防犯部品欄記入の共通事項	P 4 6
９．３．４．	代表姿図欄の記入要領	P 5 0
９．３．５．	たて、横断面図の記入要領	P 5 0
９．４．	バリエーション説明図の作成要領	P 5 4
９．５．	代表防犯部品試験成績書の作成要領	P 5 6

目次－2

1 0.	会社組織等に関する変更届け	P 5 7
1 1.	出荷実績の報告について	P 5 8
1 2.	種類別の主な仕様基準	P 5 9
1 2. 1.	共通事項	P 5 9
1 2. 2.	ドア関係の主な仕様基準	P 6 3
1 2. 3.	窓（サッシ）関係の主な仕様基準	P 6 9
1 2. 4.	雨戸の主な構造・仕様基準	P 7 3
1 2. 5.	面格子の主な構造・仕様基準	P 7 4

1 3. 種類別代表構造・仕様説明図集

・ドア（A種）（低層住宅用）	P 1 ～ P 6
・ドア（A種）（低層住宅用）	P 7 ～ P 8
バリエーション説明図	
・ガラスドア（ビル用）	P 9
・上げ下げ内蔵ドア（ビル用）	P 1 0
・引戸（低層住宅用）	P 1 1 ～ P 1 2
・ガラス引戸（ビル用）	P 1 3 ～ P 1 4
・引き形式のサッシ（ビル用）	P 1 5
・開き形式のサッシ（低層住宅用）	P 1 6 ～ P 1 8
・開き形式のサッシ（ビル用）	P 1 9 ～ P 2 0
・折りたたみ形式のサッシ（低層住宅用）	P 2 1
・折りたたみ形式のサッシ（ビル用）	P 2 2
・上げ下げ形式のサッシ（低層住宅用）	P 2 3 ～ P 2 4
・面格子（低層住宅用）	P 2 5 ～ P 2 7

3. 通則仕様申請の審査・登録に要する費用

(1) 事前試験負担費用

「防犯性能の高いサッシ等の構造・仕様に関する基準書」などの制定にあたり、過去に一般社団法人 日本サッシ協会が行った、各種防犯性能試験で発生した費用の一部を申請企業に負担していただくものです。新規申請企業又は既申請企業で新たな種類の商品を申請する場合に負担していただきます。

防犯建物部品の種類		種類毎に負担する費用(単位円)	
		サッシ協会会員	非会員
①	ドア(A種)、ガラスドア、上げ下げ内蔵ドア、引戸、引き形式のサッシ、開き形式のサッシ、折りたたみ形式のサッシ、上げ下げ形式のサッシ、雨戸、面格子	50,000	100,000
②	ガラス引戸(自動を含む)	200,000	300,000

(2) 審査・登録費用

協会内審査、仕様基準適合審査委員会審査、官民合同会議試験委員会への申請、全国防犯協会連合会ホームページへの「防犯性能の高い建物部品目録」掲載などに関わる費用です。

申請区分		1件の定義	1件毎に負担する費用(単位円)	
			サッシ協会会員	非会員
①	新規申請	代表構造・仕様説明図1枚	5,000	30,000
②	商品名の追加	代表構造・仕様説明図1枚	5,000	30,000
③	開閉形式の追加	代表構造・仕様説明図1枚	5,000	30,000
④	代表構造・仕様説明図の追加	代表構造・仕様説明図1枚	5,000	30,000
⑤	バリエーションの追加	バリエーション説明図1枚	2,000	5,000
⑥	商品名の変更	代表構造・仕様説明図1枚	5,000	30,000
⑦	申請図書の誤記訂正	訂正申請図書1枚	2,000	5,000
⑧	社名の変更	1申請(新社名毎)	30,000	30,000
⑨	商品名の取消し(販売終了)	—	不要	不要
⑩	会社登録の取消し	—	不要	不要

(3) 上記費用の支払については、審査終了後当協会より請求書の発行を行いますので申請者は1ヶ月以内に下記へ振込ください。

(4) 費用振込先 (口座名：一般社団法人 日本サッシ協会)

三菱UFJ銀行	青山支店	(普) 0030278
みずほ銀行	青山支店	(普) 0270316
りそな銀行	渋谷支店	(普) 0144785
三井住友銀行	東京中央支店	(普) 7038389

4. 申請図書の提出要領

- (1) 申請図書は、5 頁[表－1]申請可能商品一覧表に示す。低層住宅用とビル用は各々に申請する。
- (2) 申請図書は、正副各 1 部、計 2 部作成しファイルに綴じ申請する。
- (3) 提出する申請図書は全て A 4 判とする。
- (4) ファイルの種類
A 4－S (タテ) コクヨ フラットファイルと同程度とする、ファイルの色は特別指示のない場合はピンク色とする。
- (5) ファイルの表紙には「建具の防犯性能に関する通則仕様申請図書」(低層住宅用) 又は(ビル用)、申請年月、申請者名などを記入する、申請年月は募集締切年月を記入する。
- (6) 申請図書のファイリング方法
 - 1) 7 頁 [表－2] 通則仕様申請図書一覧表に示す、申請書、通則仕様誓約書、委任状、会社概要・案内、販売代理権が確認できる書類、会社登記簿謄本、目録登録商品名一覧表の順に綴じ、続いて種類別申請図書を種類毎に、種類別申請内容説明書、代表構造・仕様説明図、バリエーション説明図、代表防犯部品試験成績書の順に綴じる、種類別申請図書の後にその他の図書を綴じる。

[申請図書綴じ順]

【申請書・委任状・一覧表などの図書】

申請書 → 通則仕様誓約書 → 委任状 → 会社概要・案内 → 販売代理権
(OEM) 確認書類 → 会社登記簿謄本 → 目録登録商品名一覧表



【種類別申請図書】

種類別申請内容説明書 → 代表構造・仕様説明図 → バリエーション説明図
→ 代表防犯部品試験成績書



【その他図書】

注：通則仕様誓約書、委任状、会社概要・案内、会社登記簿謄本は、新規申請又は社名の変更申請のみ作成する。

- 2) 種類別申請図書は種類毎に仕切りを入れインデックスをつける。
- (7) 枝分冊する場合
- 1 冊に綴じ納まらない場合は枝分冊とし、「一算用数字」で表現する。
- <例> 通則仕様申請図書－1、通則仕様申請図書－2

■表紙（ファイル）の表示

表紙（ファイル）には以下の様式で表示を記載する。

*表紙（上）

建具の防犯性能に関する 通則仕様申請図書(〇〇) 20**年△月(□)	8 cm
13 cm	

(〇〇)・・・(低層住宅用)又は(ビル用)を記入する。

(□)・・・(正)又は(副)を記入する。

* 表紙（下）

会 社 名	3 cm
13 cm	

表紙（上） 表紙（下）	ドア（A種）
	引戸
	引き
	開き
	面格子

注1：ファイルはA4判（タテ）

注2：提出する申請図書は全てA4判とする。

注3：種類毎に（ドア（A種）、引戸、引き形式のサッシなど）に仕切りを入れインデックスを付ける。

5. 通則仕様申請可能商品の種類と開閉形式

- (1) 申請可能商品の種類、開閉形式は、[表－1] に示す申請可能商品一覧表による。
- (2) 申請可能商品の戸及び枠などの主構成材料の材質は、アルミニウム合金、鋼、ステンレス鋼、樹脂、木などとする。
- (3) 申請図書は低層住宅用とビル用のファイルを分け、各々に作成する。

〈申請可能商品一覧表〉

[表－1]

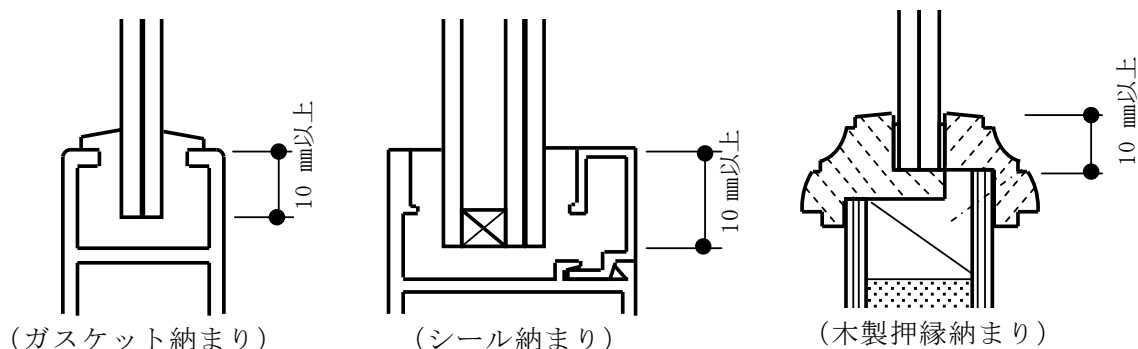
	種 類	低層住宅用	ビル用	対象とする開閉形式	代表構造・仕様 説明図作成区分
ドア関係	ドア（A種） （樹脂製を除く）	○	—	片開き	○
				親子開き	○
				両開き	親子開きと両開きは兼用してもよい
	ガラスドア （樹脂製、木製を除く）	○	○	片開き	○
	上げ下げ内蔵ドア （樹脂製、木製を除く）	○	○	片開き	○
	引 戸 （樹脂製、木製を除く）	○	—	引違い	○
				片引き	○
				両引き（引分け）	片引きと両引きは兼用してもよい
窓関係（サッシ）	引き形式のサッシ （中棧付きを除く）	○	○	引違い	○
				片引き	○
				両引き（引分け）	片引きと両引きは兼用してもよい
	開き形式のサッシ	○	○	開き（内開きを含む）	○
				テラスドア （上げ下げ内蔵テラスドアを含む）	○
				たてすべり出し （内開きを含む）	○
				横すべり出し	○
				突き出し	○
	折りたたみ形式のサッシ （樹脂製、木製を除く）	○	○	片開き	○
				両開き	○
	上げ下げ形式のサッシ	○	○	片上げ下げ	○
				両上げ下げ	○
その他	雨 戸 （樹脂製、木製を除く）	○	—	雨戸（断熱）	○
	面格子 （樹脂製、木製を除く）	○	—	面格子付枠	○
				後付け	○

6. 同等の防犯性能を有する構造・仕様（申請不要）

- (1) F I X（固定）形式（窓のほかドア及び引戸のF I X形式の袖部分などを含む）は、官民合同会議が定める「ガラスの防犯性能の試験」に合格したガラス（C Pガラス）を使用していることを前提とし、その構造・仕様にかかわらず侵入防止に有効であるものとみなし、申請の対象としない。

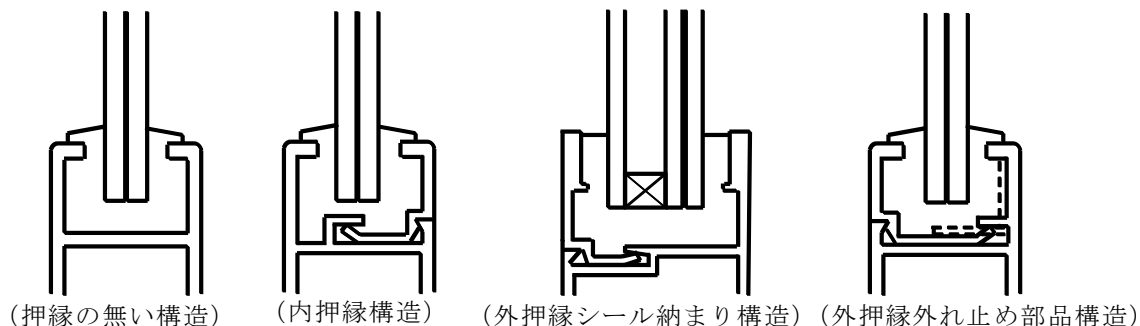
注1：枠へのガラス呑み込み寸法は10mm以上とすること。

＜ガラス呑み込み寸法の押え基準＞



注2：ガラス開口部の構造・仕様は、ガラスが屋外側から容易に外されない構造・仕様となっていること。

＜ガラスが屋外側から容易に外されない構造例＞



注3：防犯ガラス（C Pガラス）には、官民合同会議が定める「ウィンドウフィルム」の防犯性能の試験」に合格した防犯フィルム（以下防犯フィルムという）を貼付したガラスを含む。

- (2) 開閉機構を有するドア及び窓（サッシ）で、枠内法寸法が下記の①から③に示す大きさのブロックのいずれも通過が不可能な寸法となっているものについては、その構造・仕様にかかわらず侵入防止に有効であるとみなし、申請の対象としない。

- ① 400mm×250mm の長方形
- ② 400mm×300mm の楕円形
- ③ 直径が 350mm の円

7. 申請区分と作成図書一覧

(1) 申請区分及び作成する申請図書は〔表－2〕に示す通則仕様申請図書一覧表による。

〈通則仕様申請図書一覧表〉

〔表－2〕

申請区分 作成図書			新規申請	追加申請				変更申請			取消申請	
			①	②	③	☆④	☆⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
			新規申請	商品名の追加	開閉形式の追加	代表構造・仕様説明図の追加	バリエーションの追加	商品名の変更	申請図書の誤記訂正	社名の変更	商品名の取消（販売終了）	会社登録の取消
申請書・委任状・一覧表他	通則仕様審査申請書（新規、追加、変更、取消）	様式 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	通則仕様登録取消申請書	様式 2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	通則仕様誓約書（新規申請）	様式 3	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	通則仕様誓約書（社名の変更）	様式 4	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
	委任状（新規申請）	様式 5	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	委任状（社名の変更）	様式 6	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
	会社概要・案内（非会員の場合）	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	販売代理権が確認出来る書類（OEM生産の場合）	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	会社登記簿謄本（写し）	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—
	目録登録商品名一覧表	様式 7	○	○	○	—	—	○	△	○	○	—
種類別申請図書	種類別申請内容説明書	様式 8	○	○	○	○	○	○	△	◆	○	—
	代表構造・仕様説明図	様式 9	○	○	○	○	—	△	△	◆	—	—
	☆バリエーション説明図	様式 10	○	○	—	—	○	△	△	◆	—	—
	代表防犯部品試験成績書	—	○	○	○	○	—	—	△	◆	—	—
費用	審査・登録費用	—	要	要	要	要	要	要	要	要	—	—
その他	会社組織等に関する変更届書	様式 11	住所、代表者、連絡窓口担当者、顧客問合せ窓口に変更があった場合は、随時届出を行う。									
	出荷実績の報告	様式 12	四半期毎に防犯建物部品（C P 部品）の出荷実績報告を行う。									

(2) 通則仕様申請図書一覧表の記号

- 1) ☆印：☆印が付いている申請区分及び作成図書は、原則申請不要とする、ただし顧客などからの要望等で審査済印が押された申請図書が必要な場合は、申請要領に従い申請する
- 2) ○印：新規作成し申請する。
- 3) △印：「商品名の変更」、「申請図書の誤記訂正」申請を対象としており、新規作成図書と該当する既審査済み申請図書（審査済押印）のコピーを添付し、変更点を明確にして申請する。

注：訂正により「防犯性能の高い建物部品」目録の商品名や開閉形式が変わるものは除く。

- 4) ◆印：「社名変更」申請を対象としており、原則提出不要とするが新規作成して申請しても良い。新規作成の場合は、過去に申請した図書を整理し最新情報のみの内容で作成する、新規作成図書と該当する既審査済み申請図書（審査済押印）のコピーを添付し申請する
- 5) 一印：不要又は対象外。

(3) 申請区分について

1) 新規申請

「新規申請」とは、建物部品の製造業者及び輸入業者がはじめて「防犯性能の高い建具の通則仕様申請」することをいう。

注：既にドア（A種）の商品名が目録登録されている場合は、ドア（A種）以外の種類を申請する場合においても、申請区分は「追加申請」となる。

2) 追加申請

「追加申請」とは、既に目録登録がされている商品名があり、新たな防犯商品を申請することをいう。

注：新たな防犯商品とは、種類、商品名・開閉形式、構造・仕様、バリエーションなどをいう。

- ・申請区分②の「商品名の追加」とは、既目録登録商品名とは別の新たな商品名を追加申請することをいう。
- ・申請区分③の「開閉形式の追加」とは、既目録登録商品名の開閉形式に、新たな開閉形式を追加申請することをいう。

例：ドア（A種）で、既目録商品名において開閉形式の「片開き」は既に目録登録されているが、新たに「親子開き」又は「両開き」の開閉形式を追加申請する場合をいう。

- ・申請区分④の「代表構造・仕様説明図の追加」とは、既目録登録済み商品名・開閉形式において、顧客からの要望などにより、既審査済み印が押された構造（断面）以外の代表構造・仕様説明図の申請が必要になり、追加申請することをいう。

例：引き形式のサッシで、テラスタイプの断面は既に審査登録されているが、客先からの要請で窓タイプの申請が必要になった場合、又は既審査登録済みとは異なる戸の框構成の申請が必要になった場合などをいう。

- ・申請区分⑤の「バリエーションの追加」とは、ドア（A種）や引戸などで、既審査済み代表構造・仕様説明図に記載した姿図以外又は既審査済みバリエーション説明図に記載した以外の戸デザインを追加申請することをいう。

3) 変更申請

- ・申請区分⑥の「商品名の変更」とは、既目録登録されている商品の商品名を変更することをいう。

- ・申請区分⑦の「申請図書の誤記訂正」とは、既審査済み申請図書の一部に記載ミスがあり訂正することをいう。

注：訂正により「防犯性能の高い建物部品」目録の商品名や開閉形式が変わるものは除く。

- ・申請区分⑧の「社名の変更」とは、既目録登録会社の社名を変更することをいう。

注：社名変更には、会社合併や吸収による社名変更も含む。

4) 取消申請

- ・申請区分⑨の「商品名の取消」とは、既目録登録商品（商品名）の販売を終了することをいう。

注：既目録登録商品名で開閉形式の一部が販売終了となった場合を含む。

- ・申請区分⑩の「会社登録の取消」とは目録登録商品名の全てを販売終了することをいう。

(4) 第1次申請～第17次に申請登録された商品を対象として、追加申請、変更申請をする場合は、今回の改定申請要領に則り新規に作成し申請する。

- 1) 「開閉形式の追加」申請をする場合は、既審査済み代表構造・仕様説明図、バリエーション説明図を含め、新たに図番を取得し新規作成する、審査・登録費用は、今回申請した「開閉形式の追加」のみを対象とする。
- 2) 代表構造・仕様説明図の追加」申請をする場合は、既審査済み代表構造・仕様説明図、バリエーション説明図を含め、新たに図番を取得し新規作成する、審査・登録費用は、今回申請した「代表構造・仕様説明図の追加」のみを対象とする。
- 3) 「バリエーションの追加」申請の場合は、既審査済み代表構造・仕様説明図、バリエーション説明図を含め、新たに図番を取得し新規作成する、審査・登録費用は、今回申請した「バリエーションの追加」のみを対象とする。
- 4) 「商品名の変更」申請の場合は、該当する代表構造・仕様説明図、バリエーション説明図を対象に、新たに図番を取得し新規作成する、審査・登録費用は、今回申請した「商品名の変更」のみを対象とする。
- 5) 「申請図書の誤記訂正」申請の場合は、既審査済み代表構造・仕様説明図、バリエーション説明図を含め、新たに図番を取得し新規作成する、審査・登録費用は今回申請した「申請図書の誤記訂正」のみを対象とする。

8. 申請書、誓約書、委任状、目録登録商品名一覧表などの作成要領

- (1) 新規申請の場合は、通則仕様審査申請書（様式1）、通則仕様誓約書（様式3）、委任状（様式5）、目録登録商品名一覧表（様式7）を作成し申請する。
- (2) 追加申請、変更申請、商品名の取消申請の場合は、通則仕様審査申請書（様式1）を作成し申請する。
- (3) 追加申請の②商品の追加、③開閉形式の追加、変更申請の⑥商品名の変更、取消申請の⑨商品名の取消の場合は、目録登録商品名一覧表（様式7）を作成し申請する。
- (4) ⑧社名の変更の場合は、通則仕様審査申請書（様式1）、通則仕様誓約書（様式4）、委任状（様式6）、目録登録商品名一覧表（様式7）を作成し申請する。
- (5) 会社登録の取消の場合は、通則仕様登録取消申請書（様式2）を作成し申請する。
- (6) 新規申請及び社名変更申請の場合は、会社登記簿謄本を提出する。
- (7) OEM商品を申請する場合は、OEMの契約が確認できる契約書のコピーなどを提出する。

8.1. 通則仕様審査申請書

- (1) 新規申請、追加申請、変更申請、商品名の取消申請を行う場合は、「様式1」の「防犯性能の高い建物部品」通則仕様審査申請書を作成し申請する。
 - (2) ※○○○、△△△には、新規申請、追加申請、変更申請、取消申請の中から今回の申請で該当するものを全て記入する。
 - (3) 会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
 - (4) 連絡窓口担当者とは、申請図書の記載事項に関する問合せに回答できる担当者をいう。
 - (5) 顧客問合せ窓口とは、一般ユーザからの問合せに対応する窓口をいう。
 - (6) 申請日付は、原則として通則仕様申請募集案内にある申請締切日を記入することとし、本要領書内作成要領に申請日付の指定がある場合はこれを優先する。
- 「様式1」(記入例1)

「防犯性能の高い建物部品」通則仕様審査申請書

2000年00月00日

一般社団法人 日本サッシ協会 御中

防犯性能の高い建物部品の※○○○、△△△申請を行いたいのので、
別紙書類を添えて申請します。

【申請者】

会 社 名 : ○ ○ ○ 株 式 会 社
住 所 : 〒□□□-□□□□ ○○県□□市○○町・・・
代表取締役 氏名 : ○ ○ 太 郎

【連絡窓口担当者】

所 属 部 署 : ○○部○○課
役職、氏名 : ○○課長 □ □ 二 郎
連絡先住所 : 〒□□□-□□□□ ○○県□□市○○町・
電 話 番 号 : ○○-○○○○-○○○○
F A X : ◎◎-◎◎◎◎-◎◎◎◎
E-mail : abc@def.gh.com

【顧客問合せ窓口】

住所 : 〒□□□-□□□□ ○○県□□市○○町
電話番号 : ○○-○○○○-○○
URL: http://www.aaabb

8.2. 通則仕様登録取消申請書

- (1) 会社登録の取消申請で目録登録商品の全てを取消す場合は、「様式2」の「防犯性能の高い建物部品」通則仕様登録取消申請書を作成し申請する。
- (2) 会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
- (3) 連絡窓口担当者とは、申請図書の記載事項に関する問合せに回答できる担当者をいう。
- (4) 申請受付は随時とする（定次申請以外の申請も可）。
- (5) 申請日付は、特に指定しない。

「様式2」（記入例2）

「防犯性能の高い建物部品」通則仕様登録取消申請書

2000年00月00日

一般社団法人 日本サッシ協会 御中

防犯性能の高い建物部品の登録商品全ての取消しを申請します。

【申請者】

会社名 : 〇〇〇株式会社 社印

住所 : 〒□□□-□□□□ 〇〇県□□市〇〇町・・・

代表取締役 氏名 : 〇〇太郎

【連絡窓口担当者】

所属部署 : 〇〇部〇〇課

役職、氏名 : 〇〇課長 □□二郎

連絡先住所 : 〒□□□-□□□□ 〇〇県□□市〇〇町・

電話番号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail : abc@def.gh.com

8.3. 通則仕様誓約書（新規申請）

- (1) 新規申請を行う場合は、「様式3」の「防犯性能の高い建物部品」通則仕様登録誓約書を作成し申請する。
- (2) 会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
- (3) 連絡窓口担当者とは、申請図書の記載事項に関する問合せに回答できる担当者をいう。
- (4) 申請日付は、通則申請募集案内にある申請締切日を記入する。

「様式3」（記入例3）

「防犯性能の高い建物部品」通則仕様登録誓約書	
2000年00月00日	
一般社団法人 日本サッシ協会 御中	
「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で公表された「建具の防犯性能の試験に関する細則」に定められた、通則仕様に基づく建具の登録を申請します。	
登録申請した商品が目録公表された後は、申請した構造・仕様を遵守し品質管理を行うことを誓約します。	
【申請者】	
会 社 名	: ○ ○ ○ 株 式 会 社 印
住 所	: 〒□□□-□□□□ ○○県□□市○○町...
代表取締役	氏 名 : ○ ○ 太 郎
種 類	別添記載（目録登録商品名一覧表）のとおり。
商品名・開閉形式	別添記載（目録登録商品名一覧表）のとおり。
構造・仕様	別添記載（各構造説明図）のとおり。
連絡窓口担当者 所 属 役 職 氏 名 電 話 E-mail	○○部○○課 ○○課長 □ □ 二 郎 ○○-○○○○-○○○○ abc@def.gh.com

8.4. 通則仕様誓約書（社名の変更申請）

- (1) 社名の変更申請を行う場合は、「様式4」の「防犯性能の高い建物部品」通則仕様登録誓約書を作成し申請する。
- (2) 会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
- (3) 連絡窓口担当者とは、申請図書の記載事項に関する問合せに回答できる担当者をいう。
- (4) 申請受付は随時とする（定次申請以外の申請可）。
- (5) 申請日付は、特に指定しない。

「様式4」（記入例4）

「防犯性能の高い建物部品」通則仕様登録誓約書	
2000年00月00日	
一般社団法人 日本サッシ協会 御中 「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で公表された「建具の防犯性能の試験に関する細則」に定められた、通則仕様に基づく建具の登録に関する会社名を変更申請します。 社名変更し登録された商品が目録公表された後は、申請した構造・仕様を遵守し品質管理を行うことを誓約します。	
【申請者】 会社名 : 〇〇〇株式会社 住所 : 〒□□□-□□□□ 〇〇県□□市〇〇町... 代表取締役 氏名 : 〇〇太郎 印	
内 容	□□□株式会社と△△△株式会社は2000年00月00日合併し新会社名を〇〇〇株式会社 としました。
種 類	別添記載（目録登録商品名一覧表）のとおり。
商品名・開閉形式	別添記載（目録登録商品名一覧表）のとおり。
構造・仕様	別添記載（各構造説明図）のとおり。
連絡窓口担当者	〇〇部〇〇課 〇〇課長 □ □ 二 郎 電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail abc@def.gh.com

8.5. 委任状（新規申請）

- (1) 新規申請を行う場合は、「様式5」の委任状を作成し申請する。
- (2) 会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
- (3) 申請日付は、通則申請募集案内にある申請締切日を記入する。
- (4) 一般社団法人 日本サッシ協会の理事長は定期的に交代するので、都度確認すること。

「様式5」（記入例5）

委 任 状

私儀、一般社団法人 日本サッシ協会理事長 ○○○○ 殿を
代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

当社が、「建具の防犯性能の試験に関する細則」で定められた
通則仕様に基づき申請した「防犯性能の高い建物部品」の目録
登録申請に関する件。

20○○年○○月○○日

会 社 名 : ○ ○ ○ 株 式 会 社

印

住 所 : 〒□□□-□□□□ ○○県□□市○○町

代表取締役 氏名: ○ ○ 太 郎

8.6. 委任状（社名の変更申請）

- （１） 社名の変更申請を行う場合は、「様式６」の委任状を作成し申請する。
 - （２） 会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
 - （３） 申請受付は随時とする（定次申請以外の申請可）。
 - （４） 申請日付は、特に指定しない。
 - （５） 一般社団法人 日本サッシ協会理事長は定期的に交代するので、都度確認すること。
- 「様式６」（記入例６）

委 任 状

私儀、一般社団法人 日本サッシ協会理事長 ○○○○ 殿を
代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

社名の変更に伴い、当社が申請した「防犯性能の高い建物部品」
の目録登録申請に関する件。

20○○年○○月○○日

会 社 名 ： ○ ○ ○ 株 式 会 社

印

住 所 ：〒□□□-□□□□ ○○県□□市○○町

代表取締役 氏名： ○ ○ 太 郎

8.7. 会社概要・案内

新規申請時の場合は、一般社団法人 日本サッシ協会会員以外の企業は、会社の概要がわかる会社案内などを提出する。

8.8. 販売代理権が確認できる書類

既目録登録申請企業からOEM供給を受けている商品を申請する場合は、契約内容が確認できるOEM契約書などのコピーを提出する。

8.9. 会社登記簿謄本

新規申請又は社名の変更申請の場合は、会社登記簿謄本のコピーを提出する。

8.10. 目録登録商品名一覧表の作成

- (1) 新規申請企業及び既申請企業は、自社の目録登録商品全体の最新情報を把握する為に、今回申請する商品を含め、「様式7」を使用し、目録登録商品名一覧表を作成する。
注：申請要領書の改定以前の1次申請～17次申請で目録登録されている商品を含め作成する。(財)全国防犯協会連合会のホームページに掲載されている「防犯性能の高い建物部品目録」で最新情報を確認し作成すること。
- (2) 一覧表は、5頁「表-1」に示す、低層住宅用とビル用に分け各々に作成する。
- (3) 新規申請の場合は、申請した商品名の種類、開閉形式に○を記入する。
- (4) 既申請企業で、継続販売している商品名の種類、開閉形式は○印、販売終了（商品名の取消申請済み）した商品名の種類、開閉形式は●印を記入する。
- (5) 既申請企業で、今回の申請で追加になった商品名の種類、開閉形式には◎印、販売終了（商品名の取消申請）した商品名の種類、開閉形式には★印を記入する。
注：次回申請時には、◎印は○印に★印は●印に変更し作成する。
- (6) 既申請企業で、「商品名の変更」申請した場合は、新商品名の下に行を変え括弧書きで旧商品名（旧○○）を記入する。
注：今回変更申請した開閉形式には◎印を記入する、次回申請時には○印に変更し作成する。
例： 玄関ドアC型
 (旧玄関ドアⅢ型)
- (7) 既申請企業で、前回申請時と目録登録商品名一覧表に変更の無い場合は、提出不要とす
- (8) 商品名に使用する文字は下記とする。
 - 1) 漢字、ひらがな、カタカナは全角とする。
 - 2) 英数字は大文字半角とする。
 - 3) 記号の「・」中点、「／」スラッシュ、() 「 」 括弧、カギ括弧などは全角とする。
ただし、「-」ハイフンは半角とする。
- (9) 「目録登録商品名一覧表」のタイトル名に続き（ページ／総ページ）を記入する。
- (10) 表の左上に、[低層住宅用]又は[ビル用]を記入する。
- (11) 以下に記入例を示す。

「様式7」（記入例7）既申請企業の例

目録登録商品名一覧表(1/2)

2000年00月00日

[低層住宅用]

会社名 0000 (株)

種 類	ドア（A種）			ガラスドア	上げ下げ 内蔵ドア	引 戸			ガラス引戸 （自動を含む）		引き形式 のサッシ			開き形式 のサッシ						折りたたみ形式 のサッシ		上げ下げ形式 のサッシ		雨 戸	面 格 子					
	開閉形式			片開き	親子開き	両開き	片開き	片開き	引違い	片引き	両引き（引分け）	片引き	両引き（引分け）	引違い	片引き	両引き（引分け）	開き（内開き含む） テラスドアを含む	テラスドア （上げ下げ内蔵 テラスドアを含む）	たてすべり出し （内開き含む）	横すべり出し	突き出し	個別申請品	片開き	両開き	片上げ下げ	両上げ下げ	雨戸（断熱）	面格子付枠	後付け	個別申請品
商品名	玄関ドア A-1 型	○	○	○																										
	玄関ドア A-2 型	○	○	○																										
	玄関ドア A-3 型	○	◎	◎																										
	玄関ドア B-1 型	★	★	★																										
	玄関ドア - 1106 型 （旧玄関ドア B-2 型）	◎	◎	◎																										
	断熱玄関ドア A-1 型	○	○	○																										
	断熱玄関ドア A-2 型	○	○																											
	断熱玄関ドア B-1 型	○	○	○																										
	断熱玄関ドア B-2 型	○																												
	断熱玄関ドア B-3 型	◎																												

目録登録商品名一覧表(2/2)

2000年00月00日

[低層住宅用]

会社名 000 (株)

種 類	ドア（A種）			ガラスドア	上げ下げ 内蔵ドア	引戸			ガラス引戸 （自動を含む）		引き形式 のサッシ			開き形式 のサッシ					折りたたみ形式 のサッシ		上げ下げ形式 のサッシ		雨戸	面格子			
商品名 開閉形式	片開き	親子開き	両開き	片開き	片開き	引違い	片引き	両引き（引分け）	片引き	両引き（引分け）	引違い	片引き	両引き（引分け）	開き（内開き含む）	テラスドア （上げ下げ内蔵 テラスドアを含む）	たてすべり出し （内開き含む）	横すべり出し	突き出し	個別申請品	片開き	両開き	片上げ下げ	両上げ下げ	雨戸（断熱）	面格子付枠	後付け	個別申請品
断熱玄関ドア C-1 型	○	○	○																								
断熱玄関ドア D-1 型	◎	◎	◎																								
玄関ドアⅠ型	○	◎																									
玄関ドアⅡ型	○																										
玄関ドア E 型 （旧玄関ドアⅢ型）	◎																										
J SMA ドア				○	○										○												
玄関引戸Ⅰ型						○																					
J SMA 引戸							○																				
J SMA-A 型											○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	●	○		
J SMA-B 型											○	○	○	○	○	○	◎	◎		○	◎	○	◎	○	○		
面格子Ⅰ型																										○	
面格子Ⅱ型																										○	

9. 種類別申請図書の作成

9.1. 種類別申請図書作成の共通事項

- (1) 種類別申請図書の種類は下記とする。
種類別申請内容説明書、代表構造・仕様説明図、バリエーション説明図、代表防犯部品試験成績書とする。
- (2) 種類別申請図書は、5 頁〔表－1〕申請可能商品一覧表に示す、低層住宅用、ビル用の種類毎に作成する。
- (3) 申請図書のファイルへの綴じ順は、種類毎に仕切りを入れインデックスを付ける。
- (4) 種類毎の申請図書の綴じ順は、種類別申請内容説明書に続き、説明書の記入順に代表構造・仕様説明図、バリエーション説明図を綴じ、最後に代表防犯部品試験成績書を纏めて綴じる。
- (5) 商品名に使用する文字は下記とする。
 - 1) 漢字、ひらがな、カタカナは全角とする。
 - 2) 英数字は大文字半角とする。
 - 3) 「・」中点、「／」スラッシュ、() 「 」括弧、カギ括弧などの記号は全角とする。
ただし、「-」ハイフンは半角とする。

9.2. 種類別申請内容説明書の作成

9.2.1. 申請内容説明書作成の共通事項

- (1) 新規申請企業及び既申請企業は「様式 8」を使用し、今回申請する内容を記入し提出する。
※新規申請企業とは「新規申請」が対象、既申請企業とは、「追加申請」、「変更申請」、「取消申請」を対象とする。
- (2) 「種類別申請内容説明書」のタイトル名に続き（ページ／総ページ）を記入する。
- (3) 対象となる、商品名、開閉形式、申請区分、申請内容を記入する。
- (4) 申請区分欄には、7 頁〔表－2〕通則仕様申請図書一覧表に示す、申請区分の番号と区分名を記入する。
- (5) 同一商品名で、複数の申請（申請区分）がある場合は、商品名を親として申請区分毎に、申請内容と説明図番号を記入する。
注：同一商品名を複数行記入しないこと。
- (6) 「社名の変更」申請の場合は、過去に申請した図書を整理し、最新情報のみを纏め作成する。
注：社名変更には合併や吸収による社名変更を含む。
- (7) 「会社登録の取消」申請の場合は、提出不要とする。

9.2.2. 商品名欄の記入要領

- (1) 商品名欄には、対象となる商品名を記入する。
- (2) 「商品名の変更」申請の商品名欄には、変更した新商品名を記入し、下に旧商品名を括弧書きで（旧○○○）と記入する。
- (3) 「商品名の取消」申請の商品名欄には、既登録商品名又は開閉形式の下に、括弧書きで（販売終了）と記入する。

注：「商品名の取消」には、既目録登録商品名の開閉形式の一部が販売終了となった場合を含む。

9.2.3. 申請内容欄の記入要領

申請内容欄には、今回の申請内容が的確に判断できるように出来るだけ具体的に記入すること。

- (1) 「新規申請」申請の場合は、対象となる「代表構造・仕様説明図」と記入する、バリエーション説明図がある場合も同様とする、また代表防犯部品が強さ基準を採用している場合は、代表防犯部品試験成績書と記入する。
- (2) 「商品名の追加」申請の場合は、対象となる「代表構造・仕様説明図」と記入する、バリエーション説明図がある場合も同様とする、また代表防犯部品が強さ基準を採用している場合は、代表防犯部品試験成績書と記入する。
- (3) 「開閉形式の追加」申請の場合は、第何次に申請した商品名に対して、何の開閉形式を追加するのかを明確にするために「第○次申請商品に○○開閉形式を追加」と記入する、また代表防犯部品が強さ基準を採用している場合は、代表防犯部品試験成績書と記入する。
- (4) 「代表構造・仕様説明図の追加」申請の場合は、第何次に申請した商品名に対して、どのような構造・仕様を追加するかを明確にするために「第○次申請に○○タイプを追加」等と記入と記入する、また代表防犯部品が強さ基準を採用している場合は、代表防犯部品試験成績書と記入する。
- (5) 「バリエーションの追加」申請の場合は、第何次申請した商品を対象にバリエーション説明図を追加するのかを明確にするために「第○次申請商品にバリエーション説明図を追加」と記入する。
- (6) 「商品名の変更」申請の場合は、第何次に申請した商品名に対する変更かを明確にするために、「第○次申請の商品名は○○○」と記入する。
注：該当する代表構造・仕様説明図、バリエーション説明図を提出すること。
- (7) 「申請図書の誤記訂正」申請の場合は、第何次に申請したどの図書の何に対する変更又は訂正かを明確にするために「第何次申請の○○の□□を△△に変更」と記入する。
注：訂正により「防犯性能の高い建物部品」目録の商品名や開閉形式が変わるものは除く。
- (8) 「社名の変更」申請の場合は、第何次に申請した商品かを明確にするために、「第○次申請商品」と記入する。
- (9) 「商品名の取消（販売終了）」申請の場合は、「第○次申請の商品名取消」と記入する。

注：「第○次申請商品」とは、該当商品の直近の商品名又は開閉形式の申請次をいう。

9.2.4. 申請内容説明書の記入例

(1) ドア（A種）新規申請の記入例
「様式8」（記入例8）

種類別申請内容説明書(1/2)

2000年〇月〇日
会社名 〇〇株式会社

種類：ドア（A種）

商品名	開閉形式	申請区分	申請内容
玄関ドア A-1 型	片開き 親子開き 両開き	①新規申請	代表構造・仕様説明図
			バリエーション説明図
玄関ドア A-2 型	片開き 親子開き 両開き	①新規申請	代表構造・仕様説明図
			バリエーション説明図
玄関ドア A-3 型	片開き	①新規申請	代表構造・仕様説明図
			バリエーション説明図
玄関ドア B-1 型	片開き 親子開き 両開き	①新規申請	代表構造・仕様説明図
			バリエーション説明図
			代表防犯部品試験成績書
玄関ドア B-2 型	片開き 親子開き 両開き	①新規申請	代表構造・仕様説明図
			バリエーション説明図
			代表防犯部品試験成績書
断熱玄関ドア A-1 型	片開き 親子開き 両開き	①新規申請	代表構造・仕様説明図
			バリエーション説明図
断熱玄関ドア A-2 型	片開き 親子開き	①新規申請	代表構造・仕様説明図
			バリエーション説明図

種類別申請内容説明書(2/2)

2000年〇月〇日
会社名 〇〇株式会社

種類：ドア（A種）

[illegible]

(2) ドア (A種) 追加、変更、取消申請の例

「様式8」(記入例9)

種類別申請内容説明書(1/1)

20△△年△月△日
会社名 △△株式会社

種類: ドア (A種)

商品名	開閉形式	申請区分	申請内容
玄関ドア A-2 型	片開き 親子開き 両開き	⑤バリエーション の追加	第 18 次申請商品にバリエーションの追 加説明図を追加
玄関ドア A-3 型	親子開き 両開き	③開閉形式の追加	第 18 次申請に親子開き両開きの開閉形式 を追加
		⑤バリエーション の追加	第 18 次申請商品にバリエーション説明図 を追加
玄関ドア B-1 型 (販売終了)	片開き 親子開き 両開き	⑨商品名の取消	第 18 次申請の商品名取消
玄関ドア 1106 型 (旧玄関ドア B-2 型)	片開き 親子開き 両開き	⑥商品名の変更	第 18 次申請の商品名は「玄関ドア B-2 型」
断熱玄関ドア B-3 型	片開き	②商品名の追加	代表構造・仕様説明図
			バリエーション説明図
			代表防犯部品試験成績書
断熱玄関ドア C-1 型	片開き 親子開き 両開き	④代表構造・仕様 説明図の追加	第 18 次申請にリフォーム納りタイプの 追加
		⑦申請図書誤記訂 正	第 18 次申請に主錠受けK-□□の板厚 訂正
断熱玄関ドア D-1 型	片開き 親子開き 両開き	②商品名の追加	代表構造・仕様説明図
			バリエーション説明図
			代表防犯部品試験成績書
玄関ドア I 型	片開き 親子開き	③開閉形式の追加	第 12 次申請に親子開きの開閉形式追加
玄関ドア II 型	片開き 親子開き 両開き	⑤バリエーション の追加	第 14 次申請商品にバリエーション説明 図を追加
玄関ドア E 型 (旧玄関ドア III 型)	片開き	⑥商品名の変更	第 15 次申請の商品名は玄関ドア III 型

9.3. 代表構造・仕様説明図の作成

代表構造・仕様説明図の作成に当たっては、目次番号 12「種類別の主な構造・仕様基準」及び目次番号 13「種類別構造・仕様説明図集」を参照し作成すること。

9.3.1. 代表構造・仕様説明図作成の共通事項

- (1) 代表構造・仕様説明図作成が必要な申請区分は、7 頁〔表－2〕通則仕様申請図書一覧表で確認すること。

注：第 1 次申請～第 1 7 次申請にて審査登録した商品を対象に追加申請又は変更申請する場合は、今回の改定申請要領に則り新規作成する。（代表構造・仕様説明図の図番を新たに取得する）

- (2) 作成する図面用紙の大きさは、A 3 版とする、ただし申請時には A 4 版に縮小のうえ提出する。
- (3) 図枠は、「様式 9」を使用する。
- (4) 図枠の「構造・仕様の説明」欄は必要に応じ列・行を増減し記入する。「様式 9」

詳細図 姿 図 た て 断 面 図 横断面図		代表姿図（ ）		構造・仕様の説明					
		姿 図		番号	試験項目	防 犯 対 策			
				1					
				2					
				3					
				4					
防 犯 部 品	代表部品名	①	②	③					
	代表防犯部品								

備考		図 名	代表構造・仕様説明図	開閉形式		申請会社管理図番	
		種 類		商品名		社 名	

- (5) 代表構造・仕様説明図には、申請商品のたて・横断面図、詳細図、姿図、試験項目（侵入手口）に対する防犯対策の構造・仕様、代表防犯部品仕様などを記入する。
- (6) 同一商品名で、採光窓付きの構造と採光窓無しの構造がある場合は、採光窓付き構造で申請する。採光窓が可動しない構造と可動する構造商品がある場合は、可動しない構造および可動する構造の 2 種類の代表構造図を申請する。（ドア A 種など）

- (7) 同一商品名で、採光窓のガラス見えがかり短辺寸法が 250mm 未満の構造と 250mm 以上の構造商品がある場合は、ガラス見えがかり短辺寸法が 250mm 以上の構造で申請する。
- (8) 同一商品名で、枠構造が複数ある場合は、低層住宅用では半外付枠、ビル用では R C 枠で申請することを原則とする。
- (9) 同一商品名で、複層ガラス構造商品と単板ガラス構造商品がある場合は、複層ガラス構造で申請することを原則とする。
- (10) 申請会社管理図番の付け方
管理図番の付け方は特に規定しない、既審査済み申請図書の提出を求められた場合は速やかに対応できるように管理すること。
- (11) 商品名に使用する文字は下記とする。
 - 1) 漢字、ひらがな、カタカナは全角とする。
 - 2) 英数字は大文字半角とする。
 - 3) 「・」中点、「／」スラッシュ、「()」「」括弧、カギ括弧などの記号は全角とする。
ただし、「-」ハイフンは半角とする。
- (12) 代表構造・仕様説明図の作図対象となる商品寸法及び兼用区分は[表-3]による。

〈作図対象商品寸法一覧〉

[表－ 3]

	種 類	開閉形式	作図対象商品寸法 w × h	構造・仕様 説明図兼用区分
ドア関係	ドア（A種）	片開き	800×2,000	○
		親子開き	1,200×2,000	○
		両開き	1,700×2,000	親子開きと両開きは兼用可
	ガラスドア	片開き	800×2,000	○
	上げ下げ内蔵ドア	片開き	800×2,000	○
	引戸	引違い	1,700×2,000	○
		片引き	1,700×2,000	○
		両引き（引分け）	3,600×2,000	片引きと両引き（引分け）は兼用可
	ガラス引戸 （自動を含む）	片引き	1,700×2,000	○
		両引き（引分け）	3,600×2,000	片引きと両引き（引分け）は兼用可
窓関係（サッシ）	引き形式のサッシ	引違い	1,700×2,000	○
		片引き	1,700×2,000	○
		両引き（引分け）	3,600×2,000	片引きと両引き（引分け）は兼用可
	開き形式のサッシ	開き（内開きを含む）	600×1,300	○
		テラスドア （上げ下げ内蔵テラス ドアを含む）	800×2,000	○
		たてすべり出し （内開きを含む）	600×1,300	○
		横すべり出し	600×600	○
		突き出し	600×600	○
	折りたたみ形式 のサッシ	片開き	2,600×2,000	○
		両開き	2,600×2,000	○
	上げ下げ形式 のサッシ	片上げ下げ	600×1,200	○
		両上げ下げ	600×1,200	○
そ の 他	雨 戸	雨戸（断熱）	1,700×2,000	○
	面 格 子	面格子付枠	1,700×1,200	○
		後付け	1,700×1,200	○

9.3.2. 構造・仕様説明欄記入の共通事項

- (1) 建具の防犯性能の試験に関する細則で、種類毎に定められた試験項目（侵入手口）、に対する具体的な防犯対策（構造・仕様）を記入する。

注：拘束部に設置する金物（主錠）が強さ基準を採用している場合は、説明文に続け括弧書きで（試験成績書 No. ○○○を参照）と記入する。

- (2) 防犯ガラス（C P ガラス）に関する構造・仕様に対する具体的な防犯対策（構造・仕様）を記入する。

- 1) ガラス破りに対する具体的な対策を記入する。

主錠（C P 錠）は、ガラスに穴をあけて手を差し込んでもサムターンを操作できない、脱着サムターン又は両面シリンダーなどの構造・仕様となっていることを記入する。

- 2) ガラス開口部の構造・仕様に関する具体的な対策を記入する。

- ① ガラス呑み込み仕様基準の 10 mm 以上を満足していることを記入する。
- ② ガラスが外部側から容易に外されない構造・仕様を満足していることを記入する。

9.3.2.1. 種類別構造・仕様説明欄の記入

(1) ドア (A種)

1) 試験項目 (侵入手口) に対する防犯対策を記入する。

試験項目	記入する要点		基準書
ドア錠 こじ破り (受座壊し)	戸と枠又は戸と戸の拘束箇所数 ※戸を開放する為の攻撃箇所数	主錠と補助錠による2箇所以上の構造・仕様を満足していることを記入する。	4.2.1
		例：戸と枠及び戸と戸の拘束は、主錠と補助錠による2点拘束で仕様基準を満足しています。	
	主錠の構造・仕様	官民合同会議の錠の試験に合格した鎌デッドボルト仕様のCP錠を使用していることを記入する。	4.1.2 4.2.1
		例：主錠（鎌部板厚7.5mmの鎌デッドボルト）は、官民合同会議の試験に合格したCP錠です。	
	主錠受け部の構造・仕様	強さ基準又は仕様基準のいずれかの構造・仕様を満足していることを記入する。 例1：主錠受けは、固定部を含めた引張り破壊強度が4000N以上で、強さ基準を満足しています。（試験成績書No.〇〇〇を参照） 例2：主錠受けの鎌かかり代は10mm、鎌受け部は、ステンレス鋼板厚1.5mm、裏板は鋼板厚1.6mmの総厚3.1mmとし、取付ねじは径4.0mmの2本止で、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	4.2.2 4.2.3 4.1.7
切り破り (侵入)	戸の構造・仕様	戸の構造、戸の厚さを記入する。	4.1.4
		例：戸の厚さは35mmで、両面フラッシュ構造の30mm以上の仕様基準を満足しています。	
		両面フラッシュ構造の場合は、表面材の材質、板厚、充填材、芯材、切り破り防止部品などについて、戸の切破り試験（侵入）に対する構造・仕様を満足していることを記入する。	
		例1：両面に0.5mmの鋼板とセルサイズ15mmのペーパーコア芯材を接着した両面フラッシュ構造で、戸下端から500mmの位置に鋼板で、板厚1.2mm、見付け18mmのコの字形状した切り破り防止部品を装着しており、両面フラッシュ構造の仕様基準を満足しています。 例その他：63頁[表-4]に示す構造から該当する構造を記入する。	
	主錠（CP錠）サムターンの構造・仕様	少なくとも1箇所の主錠（CP錠）は、戸に穴をあけて手を差し込まれても、サムターンを操作できない構造・仕様のものを使用していることを記入する。 例1：主錠は戸に穴をあけられ手を差し込まれても解錠できない脱着サムターンを使用し仕様基準を満足しています。 例2：主錠は戸に穴をあけられ手を差し込まれても、解錠できない両面シリンダーを使用し仕様基準を満足しています。	4.1.2

2) 戸に採光窓が設置されている場合

採光窓の構造・仕様			記入する要点	基準書
採光窓のガラスの 見えがかり寸法が 試験に関する細則 で定められてい る、侵入防止に有 効であるとみなす 寸法を超えている か否か	侵入不可		採光窓のガラス見えがかり寸法が侵入防止に有効であるとみなす寸法（侵入可能寸法未満）であることを記入する。 ※採光窓が可動する場合には、可動部を保持する枠の内法寸法が侵入防止に有効であるとみなす寸法（侵入可能寸法未満）であることを記入する。	4. 1. 6
			例 1：採光窓の短辺寸法は 250mm 未満で、侵入可能寸法未満となっており、防犯ガラス（C P ガラス）使用の対象となっておりません。 例 2：可動する採光窓を保持する枠の短辺寸法は 250mm 未満で、侵入可能寸法未満となっています。	
	侵入可能	ガラス開口部の構造	ガラス呑み込み仕様基準の 10mm 以上を満足していることを記入する。	板硝子協会の施工基準
			例：採光窓のガラス呑み込み寸法は 15mm となっており、10mm 以上の仕様基準を満足しています。	
			ガラスが屋外側から容易に外されない構造・仕様を満足していることを記入する。	
例 1：採光窓の構造は、ガラスが屋外側から外されない内押縁構造で仕様基準を満足しています。 例 2：採光窓の構造は、ガラスが屋外側から外されないように対策した外押縁構造で仕様基準を満足しています。（詳細図参照）				

(2) ガラスドア

1) 試験項目（侵入手口）に対する防犯対策を記入する。

試験項目	記入する要点		基準書
ドア錠こじ破り (受座壊し)	戸と枠又は戸と戸の拘束箇所数 ※戸を開放する為の攻撃箇所数	主錠と補助錠による2箇所以上の構造・仕様を満足していることを記入する。 例：戸と枠の拘束は、主錠と補助錠による2点拘束で仕様基準を満足しています。	4.3.1
	主錠の構造・仕様	官民合同会議の錠の試験に合格した鎌デッドボルト仕様のCP錠を使用していることを記入する。 例：主錠（鎌部板厚7.5mmの鎌デッドボルト）は、官民合同会議の試験に合格したCP錠です。	4.1.2 4.3.1
		強さ基準又は仕様基準のいずれかの構造・仕様を満足していることを記入する。 例1：主錠受けは、固定部を含めた引張り破壊強度が4000N以上で、強さ基準を満足しています。（試験成績書No.〇〇〇を参照） 例2：主錠受けの鎌かかり代は10mm、受けはステンレス鋼板厚2.0mm、受け裏板は鋼板厚2.3mm、取付ねじは径4.0mmの2本止で、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	4.3.2 4.3.3 4.1.7
	主錠受け部の構造・仕様	強さ基準又は仕様基準のいずれかの構造・仕様を満足していることを記入する。	4.3.2 4.3.3 4.1.7
		例1：主錠受けは、固定部を含めた引張り破壊強度が4000N以上で、強さ基準を満足しています。（試験成績書No.〇〇〇を参照） 例2：主錠受けの鎌かかり代は10mm、受けはステンレス鋼板厚2.0mm、受け裏板は鋼板厚2.3mm、取付ねじは径4.0mmの2本止で、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	4.3.2 4.3.3 4.1.7
		例1：主錠受けは、固定部を含めた引張り破壊強度が4000N以上で、強さ基準を満足しています。（試験成績書No.〇〇〇を参照） 例2：主錠受けの鎌かかり代は10mm、受けはステンレス鋼板厚2.0mm、受け裏板は鋼板厚2.3mm、取付ねじは径4.0mmの2本止で、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	4.3.2 4.3.3 4.1.7

2) 防犯ガラス（CPガラス）に関わる構造・仕様を記入する。

項 目	記入する要点		基準書
ガラスに関わる構造・仕様	ガラス破り 主錠（CP錠）サムターンの構造・仕様	少なくとも1箇所の主錠（CP錠）は、ガラスに穴をあけて手を差し込まれてもサムターンを操作できない構造・仕様のものを使用していることを記入する。 例1：主錠はガラスに穴をあけられ手を差し込まれても解錠できない、脱着サムターンを使用し仕様基準を満足しています。 例2：主錠はガラスに穴をあけられ手を差し込まれても解錠できない、両面シリンダーを使用し仕様基準を満足しています。	4.1.2
		ガラス呑み込み仕様基準10mm以上を満足していることを記入する。 例：ガラス呑み込み寸法は15mmとなっており、10mm以上の仕様基準を満足しています。	板硝子協会の施工基準
	ガラス開口部の構造・仕様	ガラスが屋外側から容易に外されない構造・仕様を満足していることを記入する。	
		例1：ガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されない内押縁構造で仕様基準を満足しています。	
		例2：ガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されないように対策した外押縁構造で仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	

(3) 上げ下げ内蔵ドア

1) 試験項目（侵入手口）に対する防犯対策を記入する。

試験項目	記入する要点		基準書
ドア錠こじ破り (受座壊し)	戸と枠又は戸と戸の拘束箇所数 ※戸を開放する為の攻撃箇所数	主錠と補助錠による2箇所以上の構造・仕様を満足していることを記入する。 例：戸と枠の拘束は主錠と補助錠による2点拘束で仕様基準を満足しています。	4.4.1
	主錠の構造・仕様	官民合同会議の錠の試験に合格した鎌デッドボルト仕様のCP錠を使用していることを記入する。 例：主錠（鎌部板厚7.5mmの鎌デッドボルト）は、官民合同会議の試験に合格したCP錠です。	4.1.2 4.4.1
	主錠受け部の構造・仕様	強さ基準又は仕様基準のいずれかの構造・仕様を満足していることを記入する。 例1：主錠受けは、固定部を含めた引張り破壊強度が4000N以上で、強さ基準を満足しています。（試験成績書No.〇〇〇を参照） 例2：主錠受けの鎌かかり代は10mm、受けはステンレス鋼板厚1.5mm、受け裏板は鋼板厚1.6mm、取付ねじは径4.0mmの2本止めで、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	4.4.2 4.4.3 4.1.7
格子破り及び上げ下げ部締め金物破り (こじ破り)	上げ下げ部の戸を開放する為の攻撃箇所数	クレセント又は補助錠を用いた2箇所以上の構造・仕様を満足していることを記入する。 例1：可動障子部の拘束は、クレセントと補助錠による2点拘束で仕様基準を満足しています。 例2：可動障子部の拘束は、補助錠による2点拘束で仕様基準を満足しています。	4.4.5(1)
	戸下框と可動障子部下框との隙間の構造・仕様	戸下框と可動障子部下框との隙間にボールが容易に挿入できる構造か否かを説明する。 ボールが容易に挿入できる構造の場合は、ボールの力点が働かない柔構造でクレセント、クレセント受け、補助錠が強さ基準を満足していることを記入する。 例1：戸下框と可動障子部下框との隙間にボールが挿入できない構造となっており、強さ基準は適用されません。 例2：戸下框と可動障子部下框との隙間にボールの力点が働かない柔構造です。（試験成績書No.〇〇〇参照）クレセントの圧縮破壊強度、クレセント受けの引張り破壊強度、補助錠の圧縮破壊強度は固定部を含め1200N以上となっており、強さ基準を満足しています。（試験成績書No.〇〇〇を参照）	

2) 上げ下げ部の防犯ガラス（C P ガラス）に関わる構造・仕様を記入する。

項 目	記入する要点		基準書
ガラスに関わる構造・仕様	ガラス破り	少なくとも1箇所の主錠（C P 錠）は、ガラスに穴をあけて手を差し込まれてもサムターンを操作できない構造・仕様のものを使用していることを記入する。	4.1.2
	主錠（C P 錠）サムターンの構造・仕様	例1：主錠はガラスに穴をあけられ手を差し込まれても解錠できない、脱着サムターンを使用し仕様基準を満足しています。 例2：主錠はガラスに穴をあけられ手を差し込まれても解錠できない、両面シリンダーを使用し仕様基準を満足しています。	
	ガラス開口部の構造・仕様	ガラス呑み込み仕様基準 10mm 以上を満足していることを記入する。	板硝子協会の施工基準
		例：ガラス呑み込み寸法は 15mm となっており、10mm 以上の仕様基準を満足しています。 ガラスが屋外側から容易に外されない構造・仕様を満足していることを記入する。 例2：可動障子部ガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されない内押縁構造で仕様基準を満足しています。 例3：可動障子部ガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されないように対策した外押縁構造で仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	

(4) 引 戸

1) 試験項目（侵入手口）に対する防犯対策を記入する。

試験項目	記入する要点		基準書
錠外し (非破壊)	戸の上がり 止め構造・仕様	戸の上がり止め部品の設置などによる、錠外し、戸外しに対する構造・仕様を満足していることを記入する。	4.5.1
戸外し (非破壊)		例：上部に外れ止め（上がり止め）部品が装着されており、戸及び錠が外されない構造となっており、仕様基準を満足しています。	
錠破り (面内方向 及び面外方向)	戸と枠又は 戸と戸の拘束箇所数 ※戸を開放する為の攻撃箇所数	戸1枚毎に主錠と補助錠による2箇所以上の構造・仕様を満足していることを記入する。 例：戸1枚毎に主錠又は補助錠を用いた2点拘束となっており、仕様基準を満足しています。	4.5.2
	屋外側から 施錠操作 できる錠（主錠）の構造・仕様	官民合同会議の錠の試験に合格したCP鎌錠を使用していることを記入する。 例：主錠（鎌部板厚7.5mmの鎌錠）は、官民合同会議の試験に合格したCP錠です。	4.5.2 4.1.2
	主錠受け部の構造・仕様	強さ基準又は仕様基準のいずれかの構造・仕様を満足していることを記入する。	4.5.3 平成21年5月改訂申請要領書で強さ基準追加
		例1：主錠受けは、固定部を含めた引張り破壊強度が2000N以上で強さ基準を満足しています。（試験成績書No.〇〇〇を参照） 例2：主錠受けの鎌かかり代は10mm、錠受けはステンレス鋼板厚1.5mm、受け裏板は鋼板厚1.6mm、取付ねじは径4.0mmの2本止めで、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	
	召合せ框部の構造・仕様 (面外方向の攻撃)	煙返しのかかり代仕様基準又はバールが入りにくい構造・仕様を満足していることを記入する。 例：召合せ部には、煙返しを設けそのかかり代寸法は5.0mmで錠が直接攻撃されない構造となっており、3.0mm以上の仕様基準を満足しています。	4.5.1
切り破り (侵入)	主錠（CP錠）サムターンの構造・仕様	少なくとも1箇所の主錠（CP錠）は、防犯ガラスに穴をあけて手を差し込まれてもサムターンを操作できない構造・仕様のものを使用していることを記入する。 例1：主錠のうち、1箇所は戸（ガラス）に穴をあけて手を差し込まれても解錠できない、脱着サムターンを使用し仕様基準を満足しています。 例2：主錠のうち、1箇所は戸（ガラス）に穴をあけて手を差し込まれても解錠できない、両面シリンダーを使用し仕様基準を満足しています。	4.1.2

2) 防犯ガラス（CPガラス）に関わる構造・仕様を記入する。

項 目	記入する要点		基準書
ガラスに関わる 構造・仕様	ガラス開口部の 構造・仕様	ガラス呑み込み仕様基準 10mm 以上を満足している ことを記入する。	板硝子 協会の 施工基 準
		例:ガラス呑み込み寸法は 15mm となっており、10mm 以上の仕様基準を満足しています。	
		ガラスが屋外側から容易に外されない構造・仕様を 満足していることを記入する。	
		例 1 : ガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から 外されない押縁が無い構造で仕様基準を満足し ています。 例 2 : ガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から 外されない内押縁構造で仕様基準を満足してい ます。 例 3 : ガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から 外されないように対策した外押縁構造で仕様基 準を満足しています。(詳細図参照)	

3) 戸の構造が両面フラッシュ構造の場合は、ドア（A種）で示した「切り破り（侵入）」に対
する構造・仕様を記入する。

(5) ガラス引戸（自動を含む）

1) 試験項目（侵入手口）に対する防犯対策を記入する。

試験項目	記入する要点		基準書
戸外し (面外方向)	戸の上がり止め 構造・仕様 (バールガード の設置)	戸の上がり止め部品の設置などによる、戸外しに対する構造・仕様を満足していることを記入する。 戸下部全長のバールガードが設置されていることで、バールによる戸外し攻撃が出来ない構造・仕様となっていることを記入する。	4. 6. 1
		例：戸下部全長にバールガード、戸の上部には外れ止め部品が設置しており、戸が外されない構造となっており、仕様基準を満足しています。	
錠破り (こじ破り)	戸と枠又は戸と戸の拘束箇所数 ※戸を開放する為の攻撃箇所数	戸 1 枚毎に主錠と補助錠による 2 箇所以上の構造・仕様を満足していることを記入する。 例 1：戸と枠及び戸と戸の拘束は、戸 1 枚毎に主錠と補助錠による 2 点拘束となっており、仕様基準を満足しています。 例 2：戸と枠及び戸と戸の拘束は、戸 1 枚毎に主錠を 2 箇所装着した 2 点拘束となっており、仕様基準を満足しています。	4. 6. 2
		官民合同会議の錠の試験に合格した C P 錠錠を使用していることを記入する。 例 1：〇〇に設置する屋外側から施開錠操作できる錠（主錠）は、官民合同会議の試験に合格した C P 錠（錠錠）です。	4. 1. 2 4. 6. 2
	下框に設置する錠で屋外側から施開錠操作できる錠（主錠）の構造・仕様	官民合同会議の錠の試験に合格した C P 錠を使用していることを記入する。 例 2：下框に設置する屋外側から施開錠操作できる錠（主錠）は、官民合同会議の試験に合格した C P 錠です。	4. 1. 2 4. 6. 2
		強さ基準又は仕様基準のいずれかの構造・仕様を満足していることを記入する。 例 1（主錠 1 箇所の場合）：主錠受けは、固定部を含めた面内方向の引張り破壊強度が 4000N 以上で強さ基準を満足しています。（試験成績書 No. 〇〇〇を参照） 例 2（主錠 2 箇所の場合）：主錠受けは、固定部を含めた面内方向の引張り破壊強度が 2000N 以上で強さ基準を満足しています。（試験成績書 No. 〇〇〇を参照） 例 3：戸先框に装着する、主錠受けの鎌かかり代は 10mm、受けはステンレス鋼板厚 2.0mm、受け裏板は鋼板厚 2.3mm、取付ねじは径 4.0mm の 2 本止で、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	4. 6. 3 4. 6. 4 4. 1. 7 平成 24 年 5 月 改定申請要領書で寸法基準追加
	主錠受け部の構造・仕様		

2) 防犯ガラス（CPガラス）に関わる構造・仕様を記入する。

項 目	記入する要点		基準書
ガラスに関わる 構造・仕様	ガラス破り	少なくとも1箇所の主錠（CP錠）は、ガラスに穴をあけて手を差し込まれてもサムターンを操作できない構造・仕様のものを使用していることを記入する。	4.1.2
	主錠（CP錠）サムターンの構造・仕様	例1：主錠は、ガラスに穴をあけて手を差し込まれても解錠できない、脱着サムターンを使用し仕様基準を満足しています。 例2：主錠のうち、1箇所はガラスに穴をあけて手を差し込まれても解錠できない、両面シリンダーを使用し仕様基準を満足しています。	
	ガラス開口部の構造・仕様	ガラス呑み込み仕様基準10mm以上を満足していることを記入する。 例：ガラス呑み込み寸法は15mmとなっており10mm以上の仕様基準を満足しています。	板硝子協会の施工基準
		ガラスが屋外側から容易に外されない構造・仕様を満足していることを記入する。 例1：戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されない押縁が無い構造で仕様基準を満足しています。 例2：戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されない内押縁構造で仕様基準を満足しています。 例3：戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されないように対策した外押縁構造で仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	

3) 戸の構造が両面フラッシュ構造の場合は、ドア（A種）で示した「切り破り（侵入）」に対する構造・仕様を記入する。

(6) 引き形式のサッシ

1) 試験項目（侵入手口）に対する防犯対策を記入する。

試験項目	記入する要点		基準書
クレセント (錠) 外し (非破壊)	クレセント (錠) の回転防止機構、 戸の外れ止め構 造・仕様	回転防止付きクレセント、連動締まり、戸先錠が装着されていることを記入する。	4.7.1 4.7.4
		例1：戸2枚毎に回転防止機構を持った、ロック付きクレセントを装着し、クレセント外しの仕様基準を満足しています。 例2：戸1枚ごとに、戸を上下に振動させても開錠しない戸先錠を装着し、錠外しの仕様基準を満足しています。	
戸外し (非破壊)		戸の外れ止め部品の設置などにより、構造・仕様を満足していることを記入する。	
		例：戸の上部には、外れ止め部品が設置されており、下枠とレールのかかり代寸法と上枠と障子外れ止めとの隙間の関係から戸が外されない構造となっており、仕様基準を満足しています。	
クレセント (錠) 破り (面内方向及び面外方向)	戸と枠又は戸と戸の拘束箇所数 ※戸を開放する 為の攻撃箇所数	戸2枚毎にクレセントと補助錠などによる2箇所以上の構造・仕様を満足していることを記入する。 例1：面内方向の攻撃には、戸2枚毎に、各々独立して解錠する、ロック付きクレセントと補助錠が装着されており、戸と戸の拘束は2点となっており、仕様基準を満足しています。 例2：面内方向の攻撃には、戸2枚毎に、各々独立して解錠する、連動締りと補助錠が装着されており、戸と戸又は戸と枠の拘束は2点となっており、仕様基準を満足しています。	4.7.1
	拘束部に設置する金物の強さ基準	クレセント、クレセント受け、補助錠などが強さ基準を満足していることを記入する。 例：ロック付きクレセント、クレセント受け、補助錠は、固定部を含めた圧縮破壊強度又は引張り破壊強度が1200N以上で、強さ基準を満足しています。(試験成績書 No. ○○○参照)	4.7.3
	召合せ部の構造・仕様	煙返しのかかり代仕様基準又はバールが入りにくい構造・仕様を満足していることを記入する。 例1：召合せ部面外方向の攻撃には、煙返しを設け、そのかかり代寸法は4.0mmで、クレセントが直接攻撃されない構造となっており、3.0mm以上の仕様基準を満足しています。 例2：召合せ部面外方向の攻撃には、バールが入り難いようにロッキングプレートを装着しており、連動締りが直接攻撃されない構造となっており、仕様基準を満足しています。	4.7.2

2) 防犯ガラス（CPガラス）に関わる構造・仕様を記入する。

項 目	記入する要点		基準書
ガラスに関 わる構造・仕 様	ガラス破り	ガラス破りの攻撃手口で、2箇所以上を破らなければ戸が開放できないことを記入する。	ガラス の試験
		例1：戸2枚毎に各々独立して解錠する、ロック付きクレセントと補助錠の2箇所を解錠しなければ戸が開放できない構造となっており、仕様基準を満足しています。 例2：戸2枚毎に、各々独立して解錠する、連動締りと補助錠の2箇所を解錠しなければ戸が開放できない構造となっており、仕様基準を満足しています。	
	ガラス開口部の 構造・仕様	ガラス呑み込み仕様基準 10mm 以上を満足していることを記入する。	板硝子 協会の 施工基 準
		例：ガラス呑み込み寸法は 15mm となっており、10mm 以上の仕様基準を満足しています。 ガラスが屋外側から容易に外されない構造・仕様を満足していることを記入する。 例1：戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されない押縁が無い構造となっており、仕様基準を満足しています。 例2：戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されない内押縁構造で仕様基準を満足しています。 例3：戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されないように対策した外押縁構造となっており、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	

(7) 開き形式のサッシ

1) 試験項目（侵入手口）に対する防犯対策を記入する。

試験項目	記入する要点		基準書
締り金物 破り (こじ破り)	戸と枠又は戸と戸の拘束箇所数 ※戸を開放する為の攻撃箇所数	主錠と補助錠による2箇所以上で各々が独立して開錠する構造・仕様を満足していることを記入する。 例1：戸と枠の拘束は、各々が独立して解錠する、主錠（鎌形式錠）を2箇所装着しており、2点以上の仕様基準を満足しています。 例2：戸と枠拘束は、各々が独立して解錠する、主錠と補助錠による2点拘束となっており、仕様基準を満足しています。	4.8.1 4.8.2 4.8.5
	拘束部に設置する主錠の強さ基準及び構造・仕様	面内方向及面外方向の荷重を拘束できる構造で、締り部の強さ基準を満足していることを記入する。 例1（主錠1箇所の場合）：主錠（鎌形式錠）及び主錠受けは、固定部を含めた面内方向の引張り破壊強度が4000N以上となっており、強さ基準を満足しています。（試験成績書 No. ○○○参照） 例2（主錠2箇所の場合）：主錠（鎌形式錠）及び主錠受けは、固定部を含めた面内方向の引張り破壊強度が2000N以上となっており、強さ基準を満足しています。（試験成績書 No. ○○○参照） 例3（足掛かり面からの主錠の設置高さが1700mm以上の場合）：主錠（鎌形式錠）及び主錠受けは、固定部を含めた面内方向の引張り破壊強度が1200N以上となっており、強さ基準を満足しています。（試験成績書 No. ○○○参照）	4.8.3 4.8.4 4.1.7

2) 防犯ガラス（CPガラス）に関わる構造・仕様を記入する。

項 目	記入する要点		基準書
ガラスに関わる構造・仕様	ガラス破り	ガラス破りの攻撃手口で、2箇所以上を破らなければ戸が開放できないことを記入する。 例1：各々独立して解錠する、主錠2箇所を解錠しなければ戸が開放できない構造となっており仕様基準を満足しています。 例2：各々独立して解錠する、主錠と補助錠の2箇所を解錠しなければ戸が開放できない構造となっており、仕様基準を満足しています。	ガラスの試験
		ガラス呑み込み仕様基準10mm以上を満足していることを記入する。 例：ガラス呑み込み寸法は15mmとなっており、10mm以上の仕様基準を満足しています。	
	ガラス開口部の構造・仕様	ガラスが屋外側から容易に外されない構造・仕様を満足していることを記入する。 例1：ガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されない押縁が無い構造となっており、仕様基準を満足しています。 例2：ガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されない内押縁構造となっており、仕様基準を満足しています。 例3：ガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されないように対策した外押縁構造となっており、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	板硝子協会の施工基準

(8) 折りたたみ形式のサッシ

1) 試験項目（侵入手口）に対する防犯対策を記入する。

試験項目	記入する要点		基準書
締り金物破り (こじ破り)	戸と枠又は戸と戸の拘束箇所数 ※戸を開放する 為の攻撃箇所数	戸と枠又は戸と戸の拘束は、戸2枚毎に回転防止付き連動締り（上下2点締り）と戸先部又は突合せ部には鎌形式錠を設置した2点以上の拘束となっており、また戸と戸又は枠と戸吊元は形材丁番又は金物丁番で連結されているなど、構造・仕様を満足していることを記入する。	4.9.1
		例：戸と枠又は戸と戸の拘束は、戸2枚毎に装着した上下2点締りのロック付き連動締りと突合せ部に鎌形式錠を用いた2点拘束となっており、仕様基準を満足しています、また戸と戸及び吊元側の枠と戸の連結は、形材丁番を使用しており、仕様基準を満足しています。	
	拘束部に設置する主錠の強さ基準または仕様基準	主錠（鎌形式錠）の強さ基準及び主錠受けの強さ基準又は仕様基準のいずれかを満足していることを記入する。	4.9.2 4.9.3 平成24年5月改定申請要領書で主錠受けの寸法基準追加
		例1：（主錠1箇所の場合）：主錠（鎌形式錠）及び主錠受けは、固定部を含めた面内方向の引張り破壊強度が4000N以上で、強さ基準を満足しています。（試験成績書 No. ○○○参照） 例2：（主錠2箇所の場合）：主錠（鎌形式錠）及び主錠受けは、固定部を含めた面内方向の引張り破壊強度が2000N以上で、強さ基準を満足しています。（試験成績書 No. ○○○参照）	
		<主錠受けが仕様基準を採用した場合の例> 例3：主錠は、固定部を含めた面内方向の引張り破壊強度が4000N以上で、強さ基準を満足しています。（試験成績書 No. ○○○参照）また主錠受けは、鎌かかり代10mm、材質はステンレス鋼板厚2.0mm、受け裏板は鋼板厚1.6mm、取付ねじ径4.0mmの2本止めで仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	
	屋外側から施解錠操作ができる主錠（鎌形式錠）を使用する場合の構造・仕様	主錠は、官民合同会議の錠の試験に合格したCP錠を使用していることを記入する。	4.9.1 4.9.3
		例1：主錠（鎌部板厚7.5mmの鎌錠）は、官民合同会議の試験に合格したCP錠です。	
		主錠受けは、強さ基準又は仕様基準のいずれかの構造・仕様を満足していることを記入する。 例1：主錠受けの鎌かかり代は10mm、錠受けはステンレス鋼板厚1.5mm、受け裏板は鋼板厚1.6mm、取付ねじは径4.0mmの2本止で、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	

2) 防犯ガラス（CPガラス）に関わる構造・仕様を記入する。

項 目	記入する要点		基準書
ガラスに関わる構造・仕様	ガラス破り	ガラス破りの攻撃手口で、2箇所以上を破らなければ戸が開放できないことを記入する。	ガラスの試験
		例：戸2枚毎に装着した、ロック付き連動締りと鎌形式錠の2箇所を解錠しなければ戸が開放できない構造となっており、仕様基準を満足しています。	
	ガラス開口部の構造・仕様	ガラス呑み込み仕様基準 10mm 以上を満足していることを記入する。	板硝子協会の施工基準
		例：ガラス呑み込み寸法は 15mm となっており、10mm 以上の仕様基準を満足しています。	
		ガラスが屋外側から容易に外されない構造・仕様を満足していることを記入する。	
		例1：戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されない押縁が無い構造となっており、仕様基準を満足しています。 例2：戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されない内押縁構造となっており、仕様基準を満足しています。 例3：戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されないように対策した外押縁構造となっており、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	

(9) 上げ下げ形式のサッシ

1) 試験項目（侵入手口）に対する防犯対策を記入する。

試験項目	記入する要点		基準書
締り金物破り (こじ破り)	戸と枠又は戸と戸の拘束箇所数 ※戸を開放する為の攻撃箇所数	クレセントまたは補助錠による2箇所以上の構造・仕様を満足していることを記入する。	4. 10. 1
		例1：戸と枠又は戸と戸の拘束は、各々独立して解錠するロック付きクレセントと補助錠による2点拘束となっており、仕様基準を満足しています。 例2：戸と枠又は戸と戸の拘束は、各々独立して解錠する補助錠による2点拘束となっており、仕様基準を満足しています。	
	下枠と下框の隙間の構造・仕様	下枠と下框の隙間にバールが容易に挿入できる構造か否かを説明する。バールが容易に挿入できる構造の場合は、バールの力点が働かない柔構造でクレセント、クレセント受け、補助錠、補助錠受けが強さ基準及び構造・仕様を満足していることを記入する。	4. 10. 1
		例1：下枠と下框の間にバールが挿入できない構造となっており、強さ基準は適用されません。 例2：下枠と下框の間にバールの力点が働かない柔構造です、クレセントの圧縮破壊強度、クレセント受けの引張り破壊強度、補助錠の圧縮破壊強度は固定部を含め1200N以上となっており、強さ基準を満足しています。（試験成績書 No. ○○○参照）	

2) 防犯ガラス（CPガラス）に関わる構造・仕様を記入する。

項 目	記入する要点		基準書
ガラスに関わる構造・仕様	ガラス破り	ガラス破りの攻撃手口で、2箇所以上を破らなければ戸が開放できないことを記入する。	ガラスの試験
		例1：各々独立して解錠する、クレセントと補助錠の2箇所を解錠しなければ戸が開放できない構造となっており、仕様基準を満足しています。 例2：各々独立して解錠する、補助錠により、2箇所を解錠しなければ戸が開放できない構造となっており、仕様基準を満足しています。	
	ガラス開口部の構造・仕様	ガラス呑み込み寸法基準10mm以上を満足していることを記入する。	板硝子協会の施工基準
		例：ガラス呑み込み寸法は、15mmとなっており、10mm以上の仕様基準を満足しています。	

項 目	記入する要点		基準書
ガラスに関わる構造・仕様	ガラス開口部の構造・仕様	ガラスが屋外側から容易に外されない構造・仕様を満足していることを記入する。 例１：戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されない押縁が無い構造となっており、仕様基準を満足しています。 例２：戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されない内押縁構造となっており、仕様基準を満足しています。 例３：戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から外されないように対策した外押縁構造となっており、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	

(10) 雨 戸

1) 試験項目（侵入手口）に対する防犯対策を記入する。

試験項目	記入する要点		基準書
戸板外し (非破壊)	戸板の外れ止めの構造・仕様	戸板 1 枚毎及び突合せ部に戸板上がり止め部品が設置されており、構造・仕様を満足していることを記入する。	4.11.4. (2)
		例：上部に戸板 1 枚毎及び突合せ部に戸板外れ止め（上がり止め）部品を装着し戸板が外されない構造となっており、仕様基準を満足しています。	
雨戸錠破り (こじ破り)	錠の構造・仕様	戸 1 枚毎に上部と下部に錠が装着されており、錠の構造・仕様を満足していることを記入する。	4.11.4. (2)
		例：戸板 1 枚毎に上部錠と下部錠を装着し、錠及び錠受けの材質はステンレス鋼で、錠の板厚は 3.0mm、枠とのかかり代 8.0mm、錠受けの板厚は 1.5mm となっており、仕様基準を満足しています。（詳細図参照）	
切り破り開錠	戸板の構造・仕様	表面材、充填材、単純曲げ強さなど構造・仕様を満足していることを記入する。	4.11.4. (1)
切り破り（侵入）		例：戸板は、両面に 0.5mm の鋼板を使用し発泡プラスチックを充填した両面フラッシュ構造で、JIS A 4713 に規定する単純曲げ強さ 30 等級の試験に合格しており、強さ及び仕様基準を満足しています。（試験成績書 No. ○○○参照）	

2) 戸板の構造・仕様は、屋外側表面がアルミニウム押出型材または表裏に鋼板、ステンレス鋼板、アルミニウム板を用い、充填材として発泡プラスチック系断熱材を使用した両面フラッシュ構造で JIS A 4713 に規定する単純曲げ強さ 30 等級以上の試験に合格したものに限る。

(11) 面格子

1) 試験項目（侵入手口）に対する防犯対策を記入する。

試験項目	記入する要点		基準書
格子切断	材質やタイプ毎に規定されている、格子の短辺寸法、直径寸法、肉厚、格子同士の接合方法、格子間隔などの構造・仕様を満足していることを記入する。		4.12.1 4.12.2 平成24年5月改定申請要領書で格子肉厚などの基準追加
	アルミ形材	例：格子は、短辺寸法25mm、肉厚1.5mm、格子間隔100mmとなっています。また格子の一部が切断されても格子が回転できない構造となっており、仕様基準を満足しています。	
	アルミ鋳物	例：格子は、短辺寸法20mm、格子間隔90mmとなっており、仕様基準を満足しています。	
	鋼 ステンレス 鋼	例：格子は、直径寸法22mm、肉厚1.5mm、格子間隔100mmとなっており、仕様基準を満足しています。	
格子外し	材質やタイプ毎による規定されている、フレームの本数、短辺寸法、肉厚、フレームと格子の接合方法、4方フレームコーナー接合方法、フレームとブラケットの接合方法などの構造・仕様を満足していることを記入する。		4.12.1 4.12.2
	アルミ形材	例：フレームはソリッド形状で短辺寸法30mm、肉厚2.0mmとなっており、仕様基準を満足しています。フレームと格子はステンレス鋼板厚1.5mmの裏板を用い、径4.0mmのなべ頭ねじで2箇所固定しており、仕様基準を満足しています。 4方フレームコーナーはステンレス鋼2.0mmのブラケットを用い、径4.0mmのなべ頭ねじで1辺を2箇所固定しており、仕様基準を満足しています。	
	アルミ鋳物	例：フレームの短辺寸法は20mm、フレームと格子は鋳型一体構造となっており、仕様基準を満足しています。	
	鋼 ステンレス 鋼	例：フレームの短辺寸法30mm、肉厚1.6mm、フレームと格子は溶接接合となっており、仕様基準を満足しています。	
取付部破壊	ブラケットの材質、板厚、箇所数、サッシ枠や躯体への固定方法などの構造・仕様を満足していることを記入する。		4.12.3
	サッシ枠 付け	例：ブラケットはアルミニウム合金板厚2.0mmブラケットとフレーム及びサッシ枠とは、ステンレス鋼板厚1.5mmの裏板を用い、径4.0mmの丸頭ワンウェイねじで2箇所固定しています。またサッシ枠固定部の肉厚は2.0mmとなっており、ブラケットの取付個数は一辺に2箇所以上、間隔は900mm以下とし、仕様基準を満足しています。	
	躯体付け	例：ブラケットは、ステンレス鋼で板厚2.0mm、フレームとはステンレス鋼板厚1.5mmの裏板を用い、径4.0mmの丸頭ワンウェイねじ2箇所固定しています。また躯体へは有効ねじ込み深さ30mm以上を確保した木ねじで2箇所固定しており、ブラケット取付個数は、一辺に2箇所以上、間隔は900mm以下とし仕様基準を満足しています。	

9.3.3. 防犯部品欄記入の共通事項

- (1) 代表部品名欄には、「構造・仕様の説明」欄に記入された対策の中から、防犯性能を確保するうえで重要な戸と枠又は戸と戸を拘束する部品などについて、部品名と番号(①～)を記入する。
- (2) 代表防犯部品欄には、代表部品名欄に記入した部品名に対する、構造説明又は部品番号を記入する。
 - 1) 仕様基準を採用している部品は、種類毎に定められた説明を記入する。
 - 2) 強さ基準を採用している部品については、代表防犯部品試験成績書と繋がる部品番号を記入する。
 - 3) 仕様基準、強さ基準のいずれも規定されていない部品は記入不要とする。
 - 4) 種類別の記入要領を以下に示す。

9.3.3.1. 種類別の防犯部品欄の記入要領

(1) ドア(A種)、ガラスドア、上げ下げ内蔵ドア

1) 代表部品名欄

主錠(CP錠)、主錠受け、補助錠、補助錠受けなど、戸と枠及び戸と戸を拘束する部品名と番号(①～)を記入する。

上げ下げ内蔵ドアの場合は、上記以外に上げ下げ部のロック付きクレセント、補助錠、補助錠受けなどを記入する。

2) 代表防犯部品欄

・主錠(CP錠 鎌式デッドボルト)は、戸に穴をあけられ手を差し込まれてもサムターンを操作できない構造・仕様となっていることを記入する。

例：脱着サムターン、両面シリンダーなど

・主錠受け(ストライク)が仕様基準を採用している場合は、「主錠受部詳細参照」と記入する。

・主錠受け(ストライク)が強さ基準を採用している場合は、代表防犯部品試験成績書と繋がる部品番号を記入する。

・補助錠は、「鎌式デッドボルト」と記入する。

・補助錠受け(ストライク)は、鎌かかり部の材質と板厚を記入する。

・上げ下げ内蔵ドアで、ボールが挿入できない構造の場合は、強さ基準が適用されないことから、記入不要とする。

<仕様基準記入例>

代表部品名	①主錠	②主錠受け	③補助錠	④補助錠受け
代表防犯部品	CP錠(鎌式デッド) 脱着サムターン付き	主錠受部 詳細参照	鎌式デッドボルト	鎌かかり部 ステンレス鋼板厚 1.5 mm

<強さ基準記入例>

代表部品名	①主錠	②主錠受け	③補助錠	④補助錠受け
代表防犯部品	CP錠(鎌式デッド) 両面シリンダー付き	A-〇〇〇	鎌式デッドボルト	鎌かかり部 ステンレス鋼板厚 1.5 mm

＜上げ下げ内蔵ドア記入例＞

代表部品名	①主錠	②主錠受け	③補助錠	④補助錠受け
代表防犯部品	C P 錠（鎌式デッド） 脱着サムターン付き	主錠受部 詳細参照	鎌式デッドボルト	鎌かかり部 ステンレス鋼板厚 1.5 mm
代表部品名	⑤ロック付きクレセント	⑥クレセント受け	⑦上げ下げ補助錠	⑧補助錠受け
代表防犯部品	B－〇〇〇	B－□□□	C－〇〇〇	C－□□□

（２） 引戸、ガラス引戸（自動を含む）

１） 代表部品名欄

主錠（C P 錠）、主錠受け、補助錠、補助錠受け、戸外れ止め部品など、戸と枠及び戸と戸を拘束する部品名と番号（①～）を記入する。

２） 代表防犯部品欄

・主錠（C P 錠 鎌式デッド）は、防犯ガラス（C P ガラス）に穴をあけられ手を差し込まれても、サムターンを操作できない構造・仕様となっていることを記入する。

例：脱着サムターン、両面シリンダーなど

・主錠受け（ストライク）が仕様基準を採用している場合は、「主錠受部詳細参照」と記入する。

・主錠受け（ストライク）が強さ基準を採用している場合は、代表防犯部品試験成績書と繋がる部品番号を記入する。

・補助錠は、「鎌式デッドボルト」と記入する。

・ガラス引き戸で下框に設置する主錠及び補助錠はデッドボルトタイプの錠でもよい。

・補助錠受け（ストライク）は、鎌かかり部の材質と板厚を記入する。

＜仕様基準記入例＞

代表部品名	①主錠	②主錠受け	③補助錠	④補助錠受け	⑤戸外れ止め部品
代表防犯部品	C P 錠（鎌式デッド） 脱着サムターン付き	主錠受部 詳細参照	鎌式デッドボルト	鎌かかり部 ステンレス鋼板厚 1.5 mm	—

＜強さ基準記入例＞

代表部品名	①主錠	②主錠受け	③補助錠	④補助錠受け	⑤戸外れ止め部品
代表防犯部品	C P 錠（鎌式デッド） 脱着サムターン付き	A－□□□	鎌式デッドボルト	鎌かかり部 ステンレス鋼板厚 1.5 mm	—

（３） 引き形式のサッシ

１） 代表部品名欄

クレセント（回転防止機構付き）、クレセント受け、戸先錠、補助錠、戸外れ止め部品など、戸と枠及び戸と戸を拘束する部品名と番号（①～）を記入する。

2) 代表防犯部品欄

強さ基準が規定されている部品は、代表防犯部品試験成績書と繋がる部品番号を記入する。

＜引き形式サッシ記入例＞

代表部品名	①ロック付きクレセント	②クレセント受け	③補助錠	④戸外れ止め部品
代表防犯部品	B-〇〇〇	B-□□□	D-〇〇〇	—

(4) 開き形式のサッシ

1) 代表部品名欄

主錠、主錠受け、補助錠、補助錠受けなど、戸と枠を拘束する部品名と番号（①～）を記入する。

2) 代表防犯部品欄

強さ基準が規定されている部品は、代表防犯部品試験成績書と繋がる部品番号を記入する。

＜開き形式サッシ記入例＞

代表部品名	①主錠	②主錠受け	③補助錠	④補助錠受け
代表防犯部品	E-〇〇〇	E-□□□	—	—

(5) 折りたたみ形式のサッシ

1) 代表部品名欄

主錠（鎌形式錠）、主錠受け、連動締り、型材丁番、金物丁番など、戸と枠及び戸と戸を拘束する部品名と番号（①～）を記入する。

2) 代表防犯部品欄

- ・主錠（鎌形式錠）の強さ基準を満足していることを証明する代表防犯部品試験成績書と繋がる部品番号を記入する。
- ・主錠受け（ストライク）が仕様基準を採用している場合は、「主錠受部詳細参照」と記入する。
- ・主錠受け（ストライク）が強さ基準を採用している場合は、代表防犯部品試験成績書と繋がる部品番号を記入する。
- ・連動締りは、「ロック付き上下2点締り」などと記入する。
- ・金物丁番は、「上下ヒンジ」、「2箇所取付け」などと記入する。
- ・主錠を外部から施解錠する場合は、CP錠（鎌デッドボルト）を使用し、1箇所は、防犯ガラス（CPガラス）に穴をあけて手を差し込んでもサムターンを操作できない構造・仕様となっていることを記入する。例：脱着サムターン、両面シリンダーなど

＜折りたたみ形式のサッシ記入例＞

代表部品名	①主錠	②主錠受け	③連動締り	④型材丁番
代表防犯部品	F-〇〇〇	F-□□□	ロック付き上下2点締り	—

＜折りたたみ形式のサッシ屋外側から施開錠する錠使用の記入例＞

代表部品名	①主錠	②主錠受け	③連動締り	④金物丁番
代表防犯部品	CP錠（鎌式デッド） 脱着サムターン付き	主錠受部 詳細参照	ロック付き上下2点締り	3箇所

(6) 上げ下げ形式のサッシ

1) 代表部品名欄

クレセント、クレセント受け、補助錠、補助錠受けなど、戸と枠及び戸と戸を拘束する部品名と番号(①～)を記入する。

2) 代表防犯部品欄

クレセント(回転防止機構付き)、クレセント受け、補助錠の強さ基準を満足していることを証明する試験成績書と繋がる部品番号を記入する。

バールが挿入できない構造の場合は、強さ基準が適用されないことから記入不要とする。

＜上げ下げ形式のサッシ記入例＞

代表部品名	①ロック付きクレセント	②クレセント受け	③補助錠	④補助錠受け
代表防犯部品	G-〇〇〇	G-□□□	G-△△△△	G-◎◎◎◎

(7) 雨 戸

1) 代表部品名欄

上部錠、上部錠受け、下部錠、下部錠受け、外れ止め部品、など、戸と枠及び戸と戸を拘束する部品名と番号(①～)を記入する。

2) 代表防犯部品欄

仕様基準の対象となることから「詳細図参照」と記入する。

＜雨戸記入例＞

代表部品名	①上錠	②上錠受け	③下錠	④下錠受け	⑤戸外れ止め部品
代表防犯部品	詳細図参照	詳細図参照	詳細図参照	詳細図参照	—

(8) 面格子

1) 代表部品名欄

① サッシ枠に取り付ける場合

フレームコーナー連結材、アルミブラケット、ブラケット取付裏板、ブラケット固定ねじなど、部品名と番号(①～)を記入する。

② 躯体に取り付ける場合

フレームコーナー連結材、ステンレス鋼ブラケット、ブラケット取付裏板、ブラケット固定ねじなど部品名と番号(①～)を記入する。

2) 代表防犯部品欄は、記入不要とする。

＜サッシ枠取付け記入例＞

代表部品名	①フレームコーナー連結材	②アルミブラケット	③ブラケット取付裏板	④ブラケット固定ねじ
代表防犯部品	—	—	—	—

＜躯体取付け記入例＞

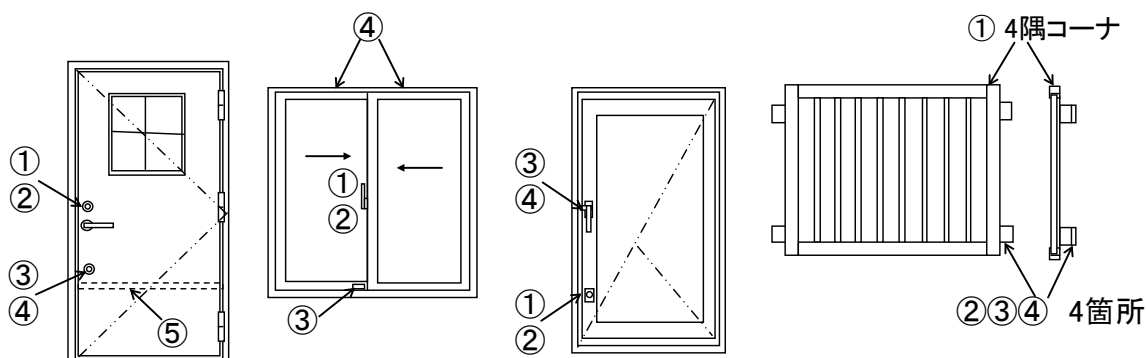
代表部品名	①フレームコーナー連結材	②ステンレス鋼ブラケット	③ブラケット取付裏板	④ブラケット固定ねじ	⑤ホールインアンカー
代表防犯部品	—	—	—	—	—

9.3.4. 代表姿図欄の記入要領

- (1) ドア関係、雨戸、面格子は外観姿図、窓関係は内観姿図で作成する。
- (2) 枠の外側線、内側線、戸の見付け線など3～4本程度の簡略作図でもよい。
- (3) 縮尺は規定しない。
- (4) 枠と戸又は戸と戸を拘束する防犯部品や面格子のブラケットなどの、見え掛り外形図を取付位置に記入する。

※主錠、補助錠、ロック付きクレセント、戸外れ止め、連動締り、面格子ブラケットなど

- (5) 部品名欄の左の番号(①～⑤など)を取付位置から引き出して記入する。

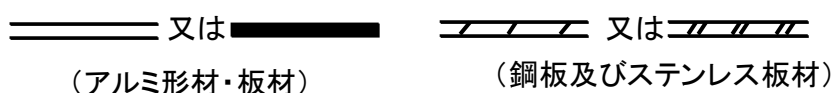


9.3.5. たて、横断面図の記入要領

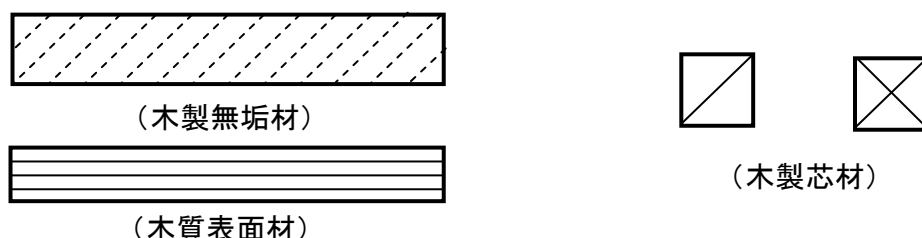
9.3.5.1. たて、横断面図記入の共通事項

- (1) たて断面図は左側を外部とし、横断面図は上側を外部とする。
- (2) たて断面図及び横断面図は、縮尺1/2又は1/3で作成する、詳細図などは特に縮尺を規定しない。
- (3) 枠及び戸に使用する図形は下記を参考に作図する。

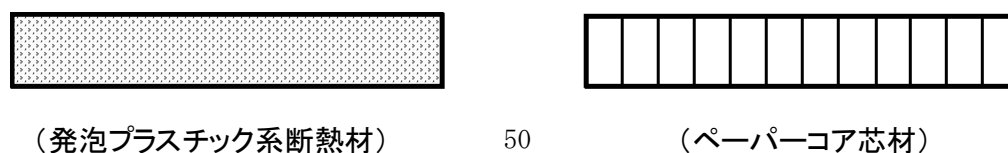
- ① アルミ型材・板材、鋼板、ステンレス鋼板の断面は下記とする。



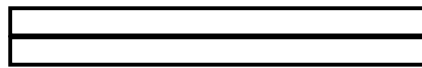
- ② 木製板材(合板含む)、無垢材及び木製芯材断面は下記とする。



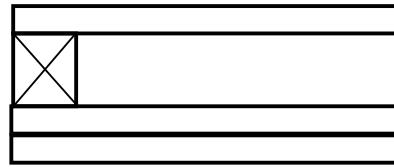
- ③ 発泡プラスチック系断熱材及びペーパーコア芯材



④ 防犯ガラス（ＣＰガラス）



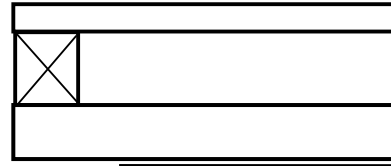
（防犯合せガラス）



（防犯合せ複層ガラス）



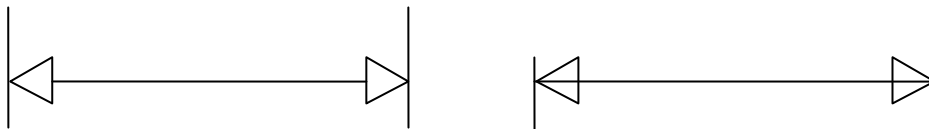
（防犯フィルム貼りガラス）



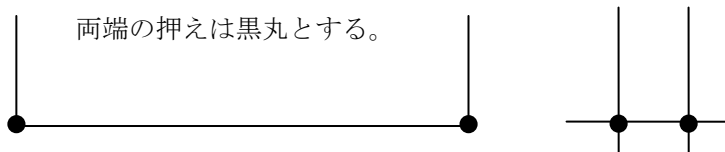
（防犯フィルム貼り複層ガラス）

（４） 寸法線の書き方

- ① たて・横断面図の幅及び高さ寸法線及び寸法引出線は下記とする。
幅及び高さ表記方法は規定しない、内法 w 、内法 h 、 W 、 H など



- ② その他の寸法線及び寸法引出線は下記とする。

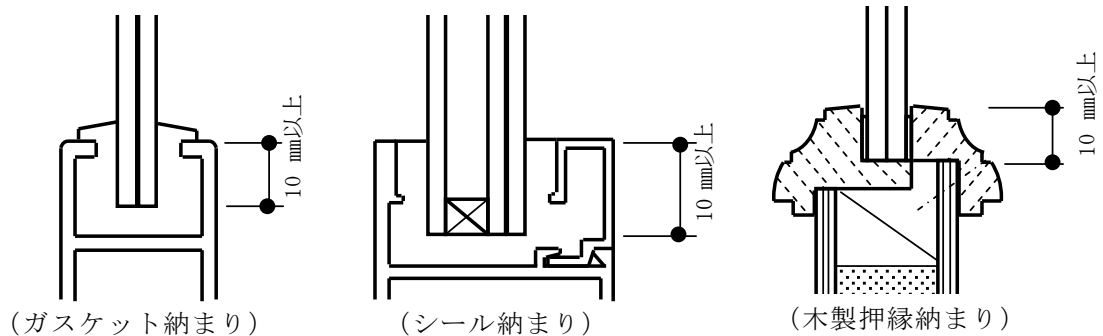


（５） 文字の大きさは、見やすい大きさとし特に規定はしない。

（６） 断面図に記入すべき共通事項

- １） 幅、高さ押さえを記入する、表記の仕方は特に規定しない。
(内法 w 、内法 h 又は W 、 H などを記入する、ただし面格子は外法 w 及び外法 h など)
- ２） 枠見込み寸法を、たて断面図、横断面図に各々１箇所記入する。
- ３） ドア関係の種類は、戸の見込み寸法をたて断面図、横断面図に各々１箇所記入する。
- ４） ドア関係の種類は、主錠受けの構造が強さ基準及び仕様基準のいずれの場合も、主錠受部詳細を記入する。(鎌のかかり代寸法、鎌かかり部の板厚、固定部の独立穴など)
- ５） 防犯ガラス（ＣＰガラス）は、引き出し線で「ＣＰガラス」であることの記入を行うとともに、ガラス呑み込み（かかり代）寸法を記入する。(雨戸・面格子は除く)
- ６） ガラス開口部の構造が外押縁構造で、ガラスが屋外側から容易に外されない構造の説明が、「構造・仕様の説明」欄の文書だけでは分かりにくい場合は、詳細図を記入する。
- ７） 「構造・仕様の説明」欄の防犯対策説明と併せ、必要な場合は、名称、材質、板厚、見付け寸法などを記入する。

- (7) ガラスのグレイジング表示及び呑み込み寸法押さえの仕様基準は下記とする。
 ガasket、シール材、バックアップ材、セッテングブロックなどの形状は描かない。
 下記に記入例を示す。



9.3.5.2. 種類別たて、横断面図の記入要領

(1) ドア関係の種類

- 1) 両面フラッシュ構造の場合は、「構造・仕様の説明」欄の防犯対策説明と併せ必要な場合は表面材の材質、板厚、充填材の仕様、芯材の仕様（ペーパーコアのセルサイズ）などを記入する。
- 2) 切り破り防止部品がある場合は、「構造・仕様の説明」欄の防犯対策説明と併せ、必要な場合は、材質、板厚、見付け寸法などを記入する。
- 3) 主錠、主錠受けの外形図を記入し、主錠鎌部の板厚寸法を記入する。
- 4) 脱着サムターン、又は両面シリンダーの外形図を記入し、引出し線で名称を記入する。
- 5) 主錠受けの構造が、強さ基準及び仕様基準のいずれの場合も、主錠受部詳細を記入する。
- 6) 上記詳細図には、鎌かかり代寸法、鎌かかり部板厚、受け裏板板厚、独立穴加工を記入する。
- 7) 採光窓が設置されている場合は採光窓の断面を記入する。また防犯ガラス（CPガラス）を使用しない場合はガラス見えがかり短辺寸法を記入する。
- 8) 採光窓が可動する場合は採光窓を保持する枠の短辺内法寸法を記入する。
- 9) 引戸の場合は、召合せ煙返しのかかり代寸法を記入する。
- 10) ガラス引戸の場合は、ボールガードの材質、板厚、ガイドレールへのかかり代寸法を記入する。
- 11) ガラス引戸で上吊構造の場合は、たて断面図にハンガーレールと上吊戸車を記入する。
- 12) その他は共通事項による。

(2) 引き形式のサッシ

- 1) 召合せ部、煙返しのかかり代寸法を記入する。煙返しがない場合はロッキングプレートなどボールが挿入できないことを記入する。
- 2) ロック付クレセント、クレセント受け、戸先錠、補助錠などの外形図を記入する。
- 3) その他は共通事項による。

(3) 開き形式のサッシ

- 1) 主錠、主錠受けなどの外形図を記入する。
- 2) 主錠が面内方向及び面外方向の荷重を拘束できる構造となっていることが、「構造・仕様の説明」欄の文書だけでは分かりにくい場合は、詳細図を記入する。

3) その他は共通事項による。

(4) 折りたたみ形式のサッシ

- 1) 主錠、連動締り、丁番などの外形図を記入する。
- 2) 主錠が屋外側から施解錠する場合の仕様基準は、ドアの種類の基準に準じて記入する。
- 3) その他は共通事項による。

(5) 上げ下げ形式のサッシ

- 1) ロック付きクレセント、補助錠などの外形図を記入する。
- 2) その他は共通事項による。

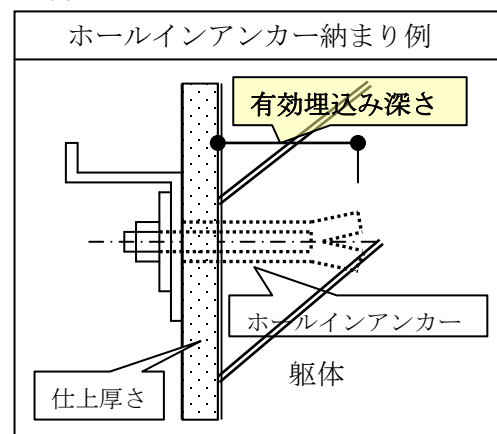
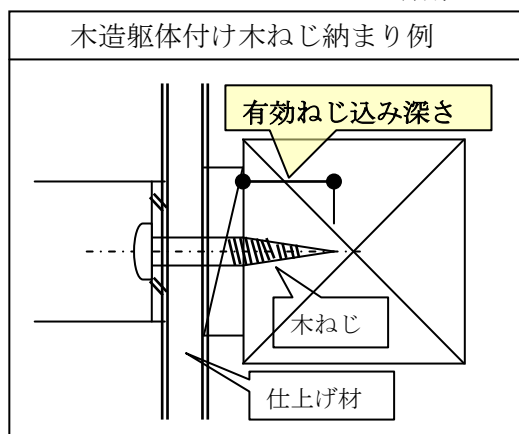
(6) 雨 戸

- 1) 戸板の厚さ、表面材の材質・板厚、発泡プラスチック充填材を記入する。
- 2) 外れ止め部品、上部錠、下部錠などの外形図を記入し、かかり代寸法を記入する。
- 3) 錠の構造が、「構造・仕様の説明」欄の文書だけでは分かりにくい場合は、詳細図を記入する。
- 4) その他は共通事項による。

(7) 面格子

- 1) 格子の見付け寸法、見込み寸法、径寸法、肉厚寸法、格子の間隔寸法を記入する。
- 2) フレームの見付け寸法、見込み寸法、肉厚寸法を記入する。また必要に応じ格子、ブラケットなどとの固定方法を記入する。
- 3) 部品名欄に記入した部品の外形図を記入し、必要に応じ材質、板厚寸法などを記入する。
- 4) 必要に応じ4方フレーム接合部などの詳細図を記入する。
- 5) 同一商品名で、木造納まりとRC造納まりがある場合は、各々に代表構造・仕様説明図を作成するか、一枚の代表構造・仕様説明図内に併記してもよい。
- 6) 躯体納まりには、有効ねじ込み深さ（有効埋込み深さ）を記入する、使用するねじ・ボルト及びナットは、簡単に外せない対策がされた「いたずら防止対策品」を使用するか、直接攻撃ができないようにカバー対策などを行うこと。
- 7) その他は共通事項による。

(有効ねじ込み深さ基準)



9.4. バリエーション説明図の作成要領

- (1) バリエーション説明図は、種類別、代表構造・仕様説明図（商品名）毎に作成する。
- (2) 図枠は、下記に示す「様式10」を使用する。
- (3) 図枠は、必要に応じ列・行を増減し記入する。

「様式10」

	名称		名称		名称		名称	
戸 (扉) の 姿 図								
	ガラス区分		ガラス区分		ガラス区分		ガラス区分	
	名称		名称		名称		名称	
戸 (扉) の 姿 図								
	ガラス区分		ガラス区分		ガラス区分		ガラス区分	
備考		図 名	バリエーション説明図	開閉形式	申請会社管理図番			
		種 類		商品名	社名			

(4) 申請会社管理図番の付け方

管理図番の付け方は特に規定しない。既審査済み申請図書の提出を求められた場合は速やかに対応できるように管理すること。

(5) 名称欄には、戸のデザイン名称や記号を記入する。

(6) 戸に採光窓が設置されている場合は、ガラスの見えがかり幅寸法及び高さ寸法を記入する。

採光窓が可動する場合においては、可動部を保持する枠の内法寸法及び内法高さ寸法を記入する。

※採光窓のガラスの見えがかり寸法が試験に関する細則で定められている、侵入防止に有効であるとみなす寸法を超える場合は、防犯ガラス（CPガラス）を使用する。

採光窓が可動する場合において、可動部を保持する枠の内法寸法が侵入防止に有効であるとみなす寸法を超える場合は通則仕様での申請は不可とする。

(7) ガラス区分欄には、下記の中から該当するものを選択し記入する。

1. 採光窓無し 2. 防犯ガラス（又はC P ガラス） 3. 一般ガラス

※防犯ガラス（C P ガラス）には、防犯合せガラス、防犯合せ複層ガラス、防犯フィルム貼りガラス、防犯フィルム貼り複層ガラスを含む、一般ガラスとは防犯ガラス（C P ガラス）以外のガラスを言う。

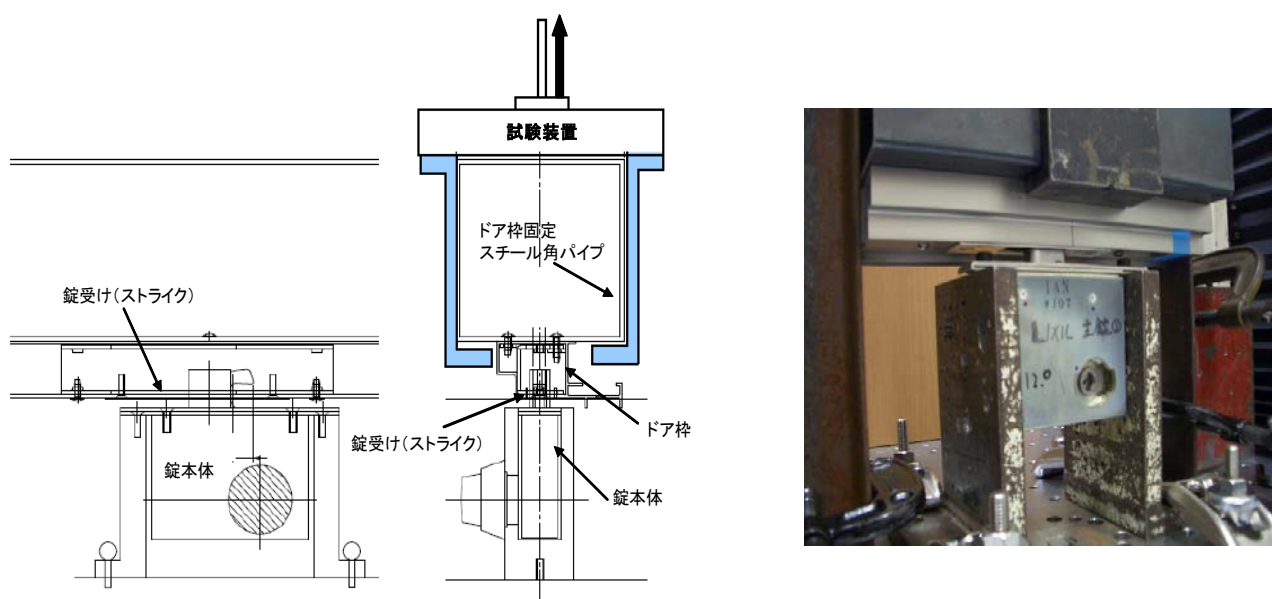
(8) 姿図の作図に使用する、縮尺、線種、文字の大きさなどは特に規定しないが、A 4 版に縮小してもデザインや寸法が読み取れること。

(9) 親子開きのデザインを申請する場合で、既に親扉のデザインが申請審査済みの場合は、子扉のデザインだけの申請でもよい。

9.5. 代表防犯部品試験成績書の作成要領

- (1) 代表構造・仕様説明図の「構造・仕様の説明」欄に記入した防犯部品の中で、強さ基準で防犯性能を確保している防犯部品の試験成績書を提出する。
- (2) 上げ下げ内蔵ドア、上げ下げ内蔵テラスドア、上げ下げ形式のサッシで力点が働かない構造の場合は、防犯部品の試験成績書と併せ、下枠又はドア下框と上げ下げ下框の隙間にボールを挿入しても力点が働かない事を証明する試験成績書を提出する。
- (3) 防犯部品の試験は、防犯部品を取り付ける枠及び戸を含めたセットでの試験方法を原則とする。

＜ドアの錠受けの引張り破壊強度の機械的試験の例＞



- (4) セットでの試験が困難な場合は、部品各々の試験成績書と枠及び戸への部品固定に準じた試験体でのねじの引抜き試験成績書を併せて提出する。
- (5) 試験方法が J I S に規定されているものは、J I S の試験方法に準じた試験を行う。
- (6) 試験成績書は、公的試験機関、社内の試験部署、外部製造所の試験部署などいずれの試験報告書でもよい。
- (7) 試験成績書の書式は特に規定しない。
社内書式、依頼先試験所の書式など申請者側の書式でよい。
- (8) 面格子の取付ブラケット用ねじ及びアンカーについて
 - 1) 79 頁[表-7]に示す、ねじ及びホールインアンカーなどを使用する場合は、試験成績書の提出は不要とする。
 - 2) 上記以外のねじ及びアンカーを使用する場合、その躯体に対する引抜き強度のデータを提出すること、ただしその引抜き強度のデータは、メーカーの引抜き強度試験データに対して安全率 (0.6) を掛けた強度とする。

10. 会社組織等に関する変更届け

- (1) 住所、代表者、連絡窓口担当者、顧客問合せ窓口に変更があった場合は、「様式11」を使用し届出を行う。
- (2) 届出は随時とする。

「様式11」

建具の防犯性能に関する変更届

20 年 月 日

一般社団法人 日本サッシ協会殿

「防犯性能の高い建物部品」の申請済み図書に以下の変更がありましたので届出します。

〒

住所

申請会社名

項 目	変更前	変更後
住 所	〒	〒
代表者		
連絡窓口担当者	電話：	電話：
顧客問合せ窓口 (URL)		

1 1. 出荷実績の報告について

- (1) 防犯性能の高い建物部品を目録登録した企業は、「様式12」を使用し出荷実績を一般社団法人 日本サッシ協会の窓口担当者まで報告を行うこととする。
- (2) 1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月の3ヶ月分の出荷実績を纏め翌月末までにFAX又はメールにて送付する。尚出荷実績がゼロの場合も「様式12」を使用し報告することとする。

「様式12」

一般社団法人 日本サッシ協会担当者行

20 年 月 日

会社名：_____

担当者名：_____

電 話：_____

Eメール：_____

防犯性能の高い建物部品（CP部品）出荷実績報告書

（ 年 月 ～ 月）

種 類		出荷実績 （単位：セット）		
		低層住宅用	ビル用	備考
ドア関係	ドア（A種）		—	
	ガラスドア			
	上げ下げ内蔵ドア			
	引 戸		—	
	ガラス引戸 （自動を含む）	—		
窓（サッシ）	引き形式			
	開き形式			
	折りたたみ形式			
	上げ下げ形式			
その他	雨 戸		—	
	面格子		—	
	窓シャッター		—	

1 2. 種類別の主な仕様基準

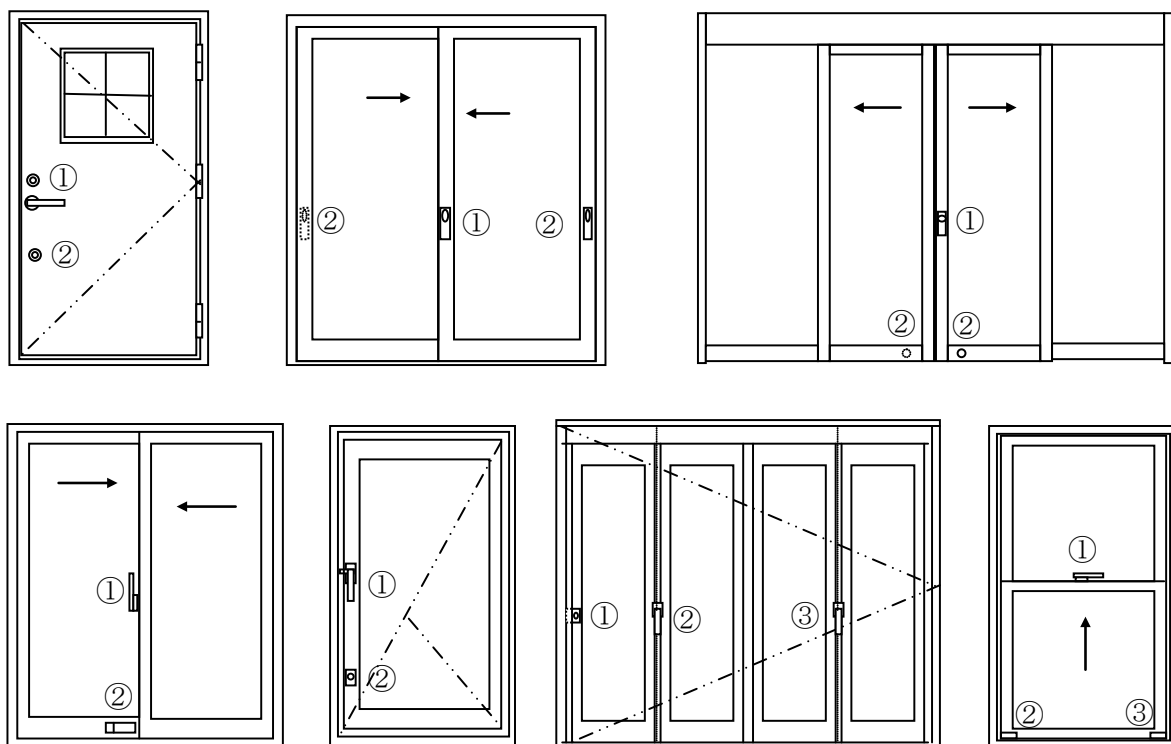
種類別の主な仕様基準を以下に示す。

1 2.1. 共通事項

- (1) 戸と枠又は戸と戸を拘束する部品（錠、締り金物など）で、仕様基準又は強さ基準が規定されている部品については、いずれかの基準を満足する構造とする。
- (2) 戸の切り破り又はガラス破り対策として、各々独立して解錠する錠（締り金物）を2箇所以上解錠しなければ、戸が開放できない構造とする。

注：各々の締り金物はできるだけ離れた位置に設置すること。

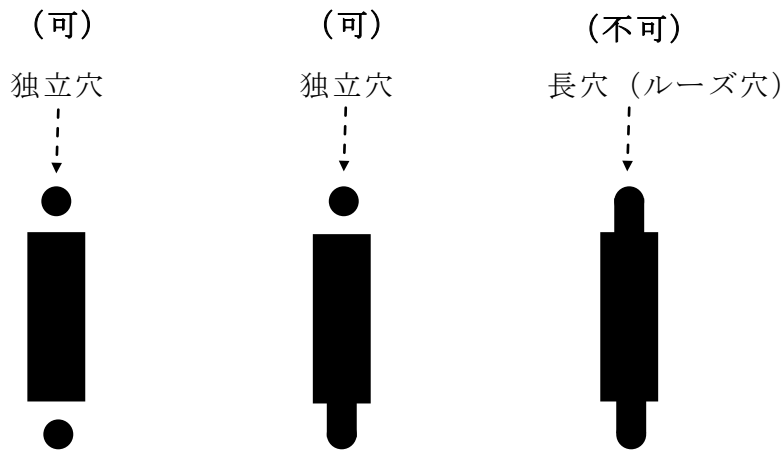
< 2 箇所以上の解錠構造の例 >



- (3) 戸と枠又は戸と戸を拘束する部品を枠又は戸に固定する場合の構造・仕様

- 1) 鋼又はステンレス鋼で板厚 1.5mm 以上の裏板を用い固定する。
- 2) 固定に用いるねじ径は 4.0mm 以上とし 2 本以上で固定する。
- 3) 拘束部品を固定する枠又は戸の穴加工のうち、少なくとも 1 箇所は独立穴加工とし、ねじ抜けを防止する構造とする。
- 4) 木質材料製や裏板を併用しないで、枠や戸に直接ねじ止めする構造の場合は、種類ごとに規定されている強さ基準を満足していることを証明し、取付母材でのねじの引き抜き強度試験成績書を提出する。

＜拘束部品固定部の切欠き穴加工＞

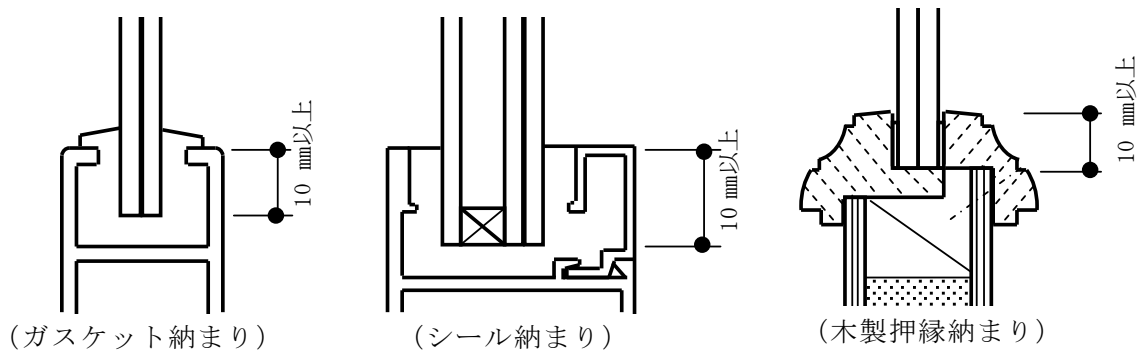


注：鎌形式錠を使用する場合は、鎌のかかり側に独立穴を設けること。

(4) ガラス開口部の構造に関する仕様基準

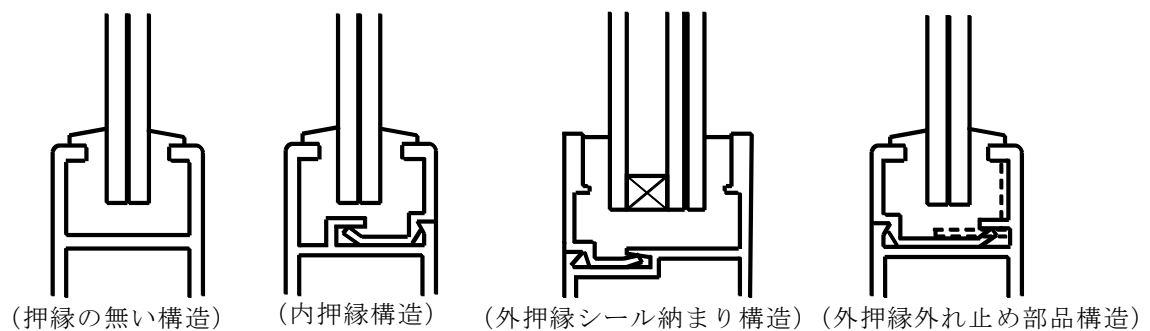
- 1) 戸へのガラス呑み込み寸法は 10mm 以上とする。

＜ガラス呑み込み寸法の押え仕様基準＞



- 2) 戸のガラス開口部の構造は、ガラスが屋外側から容易に外されない構造とする。

＜ガラスが屋外側から容易に外されない構造例＞



(5) 換気框を設置する場合の仕様基準

1) 適用範囲

ガラスドア、上げ下げ内蔵ドア、引き形式のサッシ、開き形式のサッシ、上げ下げ形式のサッシ

2) 換気框部の構造・仕様

① 換気框の見付け高さ 250mm 以下とする。

② 2層構造以上とする。

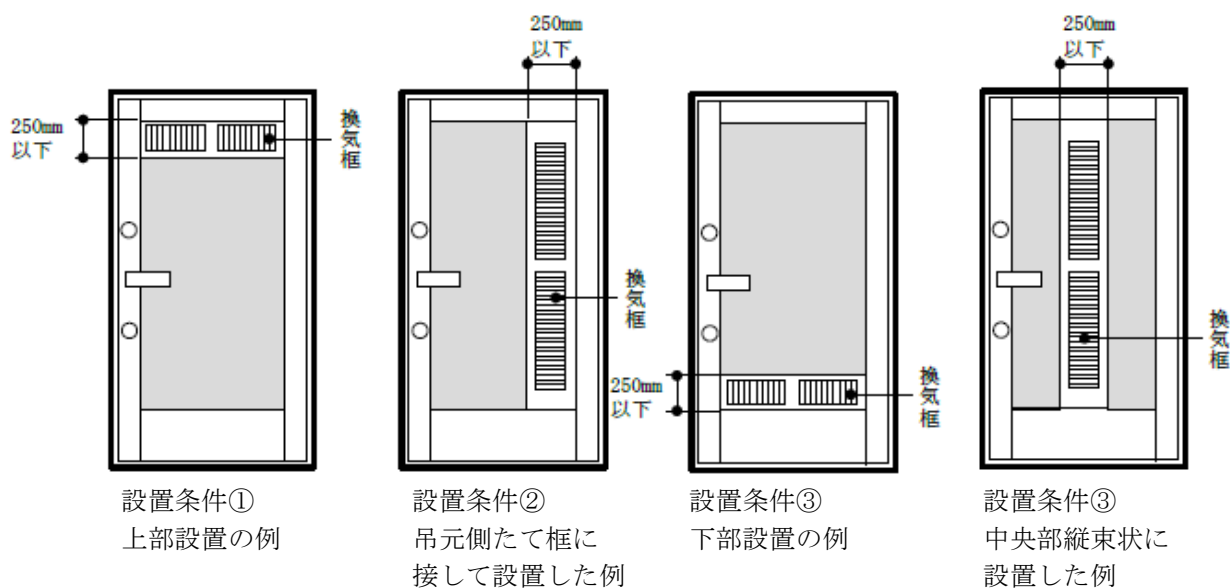
3) 設置条件

① 設置位置は原則として戸の上部とする。

② ガラスドア、上げ下げ内蔵ドア及び開き形式のサッシ（開き、テラスドア、及びたてすべり出しに限る）においては吊元側たて框に接して縦方向に設置するものも可とする。

③ 着脱式又は両面シリンダー式の締り機構を有する開閉形式においては、下部若しくはガラス中央部たて束状に設置するものも可とする。

■ ガラスドアへの設置例



(6) キックプレートを設置する場合の仕様基準

1) 適用範囲

ガラスドア、上げ下げ内蔵ドア、引き形式のサッシ等

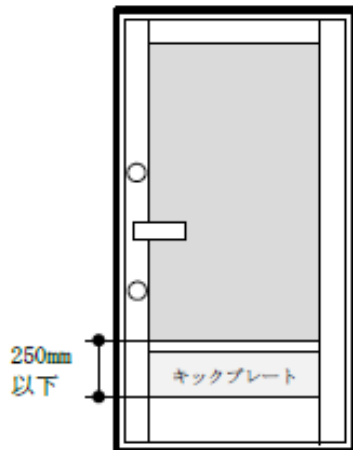
2) キックプレート部の構造・仕様

- ① キックプレート部の見付け幅は取付枠を含め 250mm 以下とする。
- ② キックプレートの材質は、鋼若しくはステンレス鋼で板厚 1.5mm 以上のもの、又はアルミニウムで板厚 2.0mm 以上のものなどとする。

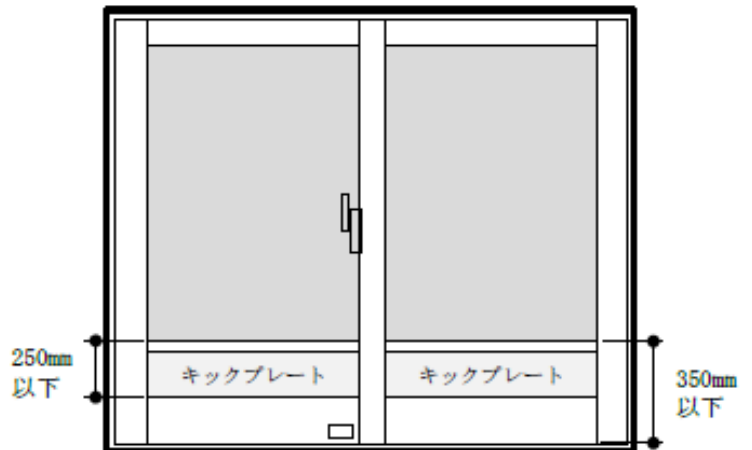
3) 設置条件

- ① 設置位置は戸の下部とする。
- ② 引き形式に設置する場合はサッシの内法下端から取付枠を含めたキックプレート上端までの寸法を 350mm 以下とする。

■ ガラスドアへの設置



■ 引き形式のサッシへの設置例



1 2.2. ドア関係の主な仕様基準

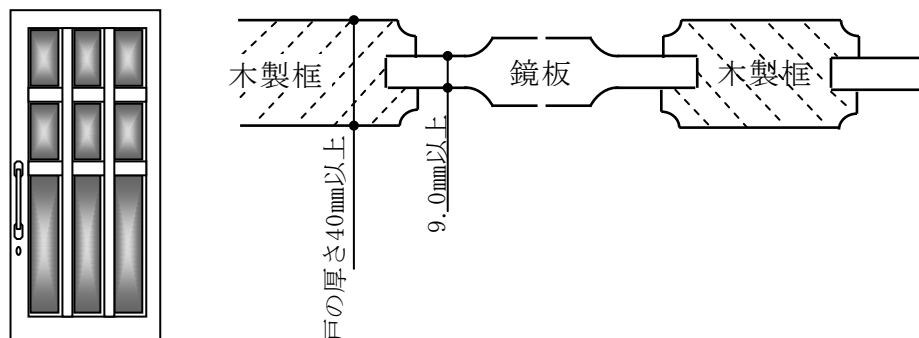
(1) ドア関係の戸の構造・仕様は〔表－4〕に示す。

〈ドア関係 戸の構造・仕様一覧〉

〔表－4〕

	区分	表面材		充填材及び芯材	切り破り防止部品	戸の厚さ
		材質	板厚			
両面フラッシュ構造	1	鋼 ステンレス鋼	0.4mm 以上	ペーパーコア芯材	要	30mm 以上
			0.8mm 未満	発泡プラスチック系断熱材	不要	
			0.8mm 以上	ペーパーコア芯材	不要	
	2	アルミニウム	1.0mm 以上	ペーパーコア芯材	要	
			1.5mm 未満	発泡プラスチック系断熱材	不要	
			1.5mm 以上	ペーパーコア芯材	不要	
	3	木製無垢材 (天然木材)	6.0mm 以上	ペーパーコア芯材又は発泡プラスチック系断熱材	不要	40mm 以上
1) 区分1～3で使用する、切り破り防止部品の板厚は、鋼板、ステンレス鋼板では板厚0.8mm 以上、アルミニウム板では1.5mm 以上とし、見付け15mm 以上のコの字形状、又は中空形状とする。その取付位置は扉下端から概ね500mm とする。 2) ペーパーコア芯材のセルサイズは20mm 以下とする。 3) 充填材、芯材及び切破り防止部品は表面材と接着する構造とする。						
框構造及び無垢構造	鋼板、ステンレス鋼板、アルミニウム板		主要部が鋼及びステンレス鋼では板厚が1.5mm 以上、アルミニウム板では板厚2.0mm 以上の構造のもの。		30mm 以上	
	アルミニウム押出形材		中空形状のアルミニウム押出形材を組合せた構造のもの。		30mm 以上	
	木質無垢材		天然木材または集成材（天然木材）を使用した構造のもの。		40mm 以上	
※木製の戸に使用する化粧鏡板の厚さは、無垢材の9.0mm 以上とし、框への差込・接着などにより戸と一体となる構造とする。						

〈木製化粧鏡板〉



- (2) 主錠は、鎌形式タイプのC P錠に限る。ただしガラス引戸で下框に設置する錠は鎌形式でなくてもよい。
- ※C P錠とは、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が定めた「錠、電気錠、シリンダー及びサムターンの防犯性能の試験に関する細則」に基づいて行った試験に合格した錠をいう。
- (3) 屋外側から施解錠する主錠のうち少なくとも1箇所は、戸又はガラスに穴をあけて手を差し込んでもサムターンを操作することが不可能な仕様の錠を使用する。
- (4) 補助錠は基準書で特に規定していないが、「JIS A 1541-2 建築金物―錠、4.2 外力に対する性能」の基準に入る性能の物で、鎌デッドボルトタイプのものを使用する。ただしガラス引戸で下框に設置する錠は鎌形式でなくてもよい。
- (5) 主錠受け（ストライク）の構造・仕様は〔表－5〕に示す、仕様基準又は強さ基準のいずれかとする。強さ基準の場合は枠又は戸への固定部を含めた強さとし性能試験成績書を提出する。

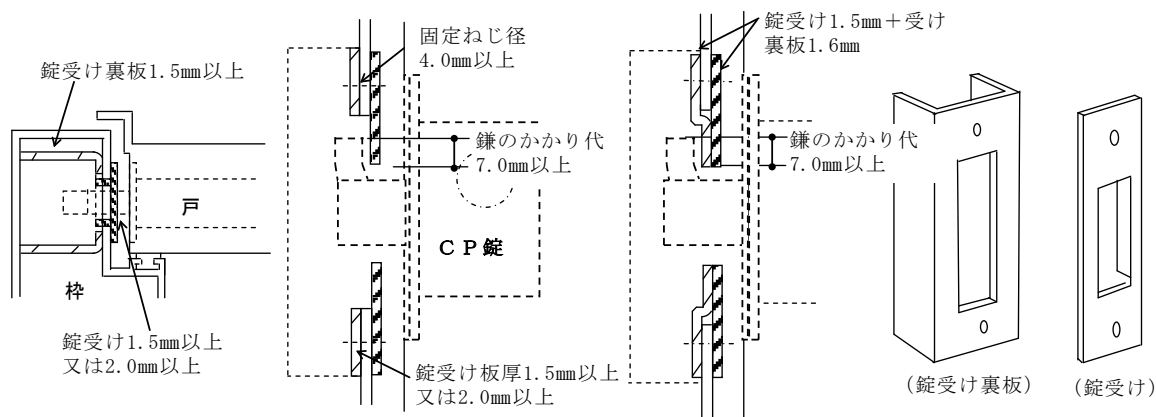
〈ドア関係 主錠受け部の仕様基準と強さ基準〉

〔表－5〕

種 類	強さ基準	寸法基準
ドア（A種） ガラスドア 上げ下げ内蔵ドア	引張り破壊強度は4000N以上とする。	・材質は、鋼又はステンレス鋼 ・錠鎌かかり代 7.0mm以上 ・錠受けの板厚 1.5mm以上 ・錠受け裏板の板厚 1.5mm以上 ・受け固定ねじ 径4.0mm以上 ・受け固定ねじ本数 2本以上
引 戸 ガラス引戸	主錠が1個装着されている場合は、面内方向の引張り破壊強度は4000N以上とする。 主錠が2個装着されている場合は、面内方向の引張り破壊強度は2000N以上とする。	注：開きドア関係では、主錠の鎌部板厚が5.0mm以上6.0mm未満の場合は、錠受け板厚は2.0mm以上とする。鎌部板厚が5.0mm未満の場合は、引張り破壊強度が4000Nを満足していることを証明する試験成績書を提出する。 ※錠受けの板厚について、錠の鎌デッドボルトが錠受けと受け裏板の両方にかかる場合は、錠受と受裏板の板厚を加算した総厚としてもよい。
補助錠受け（ストライク）の構造・仕様は基準書で特に規定していないが、鎌かかり部は鋼又はステンレス鋼で厚さ1.5mm以上とする。		

＜主錠受け部仕様基準の例＞

主錠受け及び受け裏板の材質は、鋼又はステンレス鋼とする。

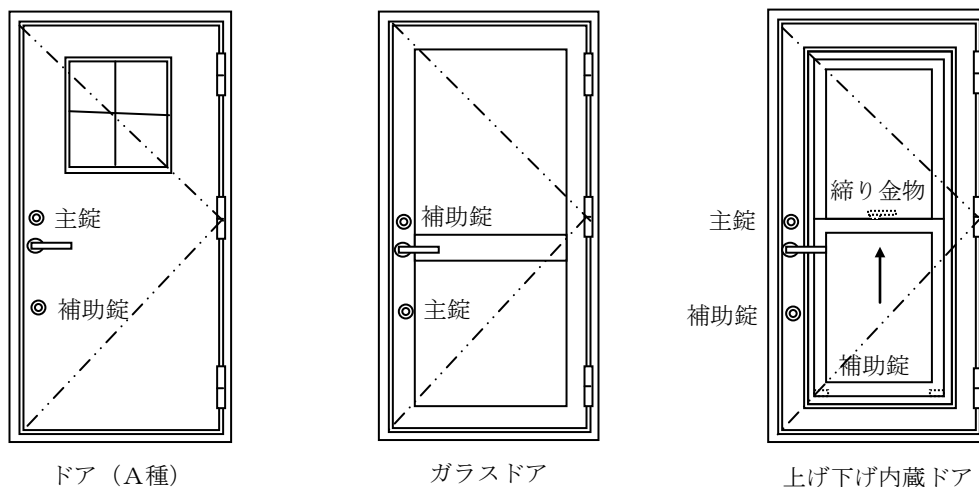


注：鎌のかかり寸法は、製品の製作寸法の精度や現場での施工誤差を考慮し設定すること。

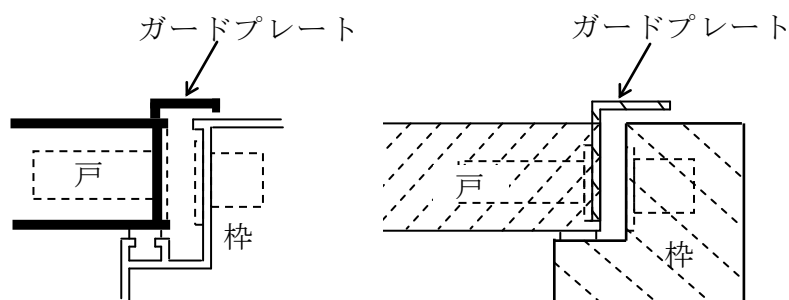
(6) ドア（A種）、ガラスドア、上げ下げ内蔵ドアの場合

- 1) 戸の構造・仕様は、63 頁〔表－4〕に示す構造とする。
- 2) 戸と枠又は戸と戸の拘束は主錠と補助錠による2点拘束以上とする。
- 3) 主錠は、鎌形式デッドボルトタイプのC P錠に限る、ガードプレートなど設置しバールの攻撃をしにくくする構造とする。
- 4) 主錠受けの構造・仕様は、64 頁〔表－5〕に示す構造とする。
- 5) 補助錠は基準書で特に規定していないが、「JIS A 1541-2 建築金物—錠、4.2 外力に対する性能」の基準に入る性能の物で、鎌デッドボルトタイプのものを使用する、また錠受の鎌かかり部は、鋼又はステンレス鋼で厚さ 1.5mm 以上とする。
- 6) 上げ下げ内蔵ドアの上げ下げ部の構造は、上げ下げ形式のサッシに準じる。

＜戸と枠の拘束構造例＞



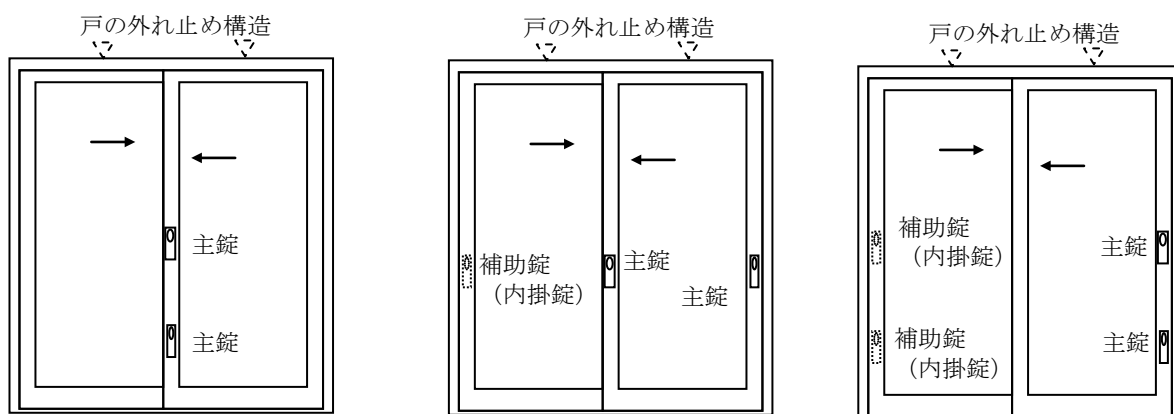
＜開きドアのガードプレートの例＞



(7) 引戸の場合

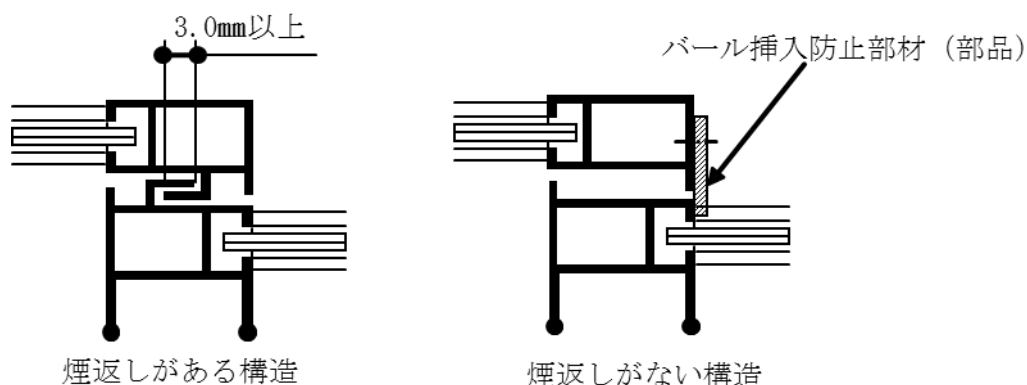
- 1) 戸の構造・仕様は、63 頁 [表－4] に示す構造とする。
注：樹脂製、木製は申請不可とする。
- 2) 戸は、外れ止め部品を装着する等により屋外側から戸が外されない構造とする。
- 3) 戸と枠又は戸と戸の拘束は、戸 1 枚毎に主錠又は補助錠を用いた 2 点拘束以上とし、使用する錠は鎌形式錠に限る。
- 4) 屋外側から施解錠する錠（主錠）は、C P 錠とし鎌形式錠に限る。
注：主錠（C P 錠）の鎌部板厚は、召合せ框に装着する錠は 6.0mm 以上、戸先框に装着する錠は 4.0mm 以上とする。
- 5) 主錠受けの構造・仕様は、64 頁 [表－5] に示す構造とする。
- 6) 戸先框に装着する屋内側からのみ施解錠する内掛け錠（補助錠）は、屋外側にシリンダーが無い為、錠破りの攻撃対象とならないことを前提にその構造・仕様を規定していないが「JIS A 1541－2 建築金物－錠、4.2 外力に対する性能」の基準に入る性能のものを使用する。

＜戸と枠の拘束構造例＞



- 7) 召合せ框部には、バールによる攻撃で錠が破られないように、かかり代 3.0mm 以上の煙返しを設けるかバールが差し込められない構造とする。

< 召合せ部の構造 >



注：煙返しのない構造の場合は、ボールが挿入できないことを証明する、写真などを添付した報告書を提出すること。

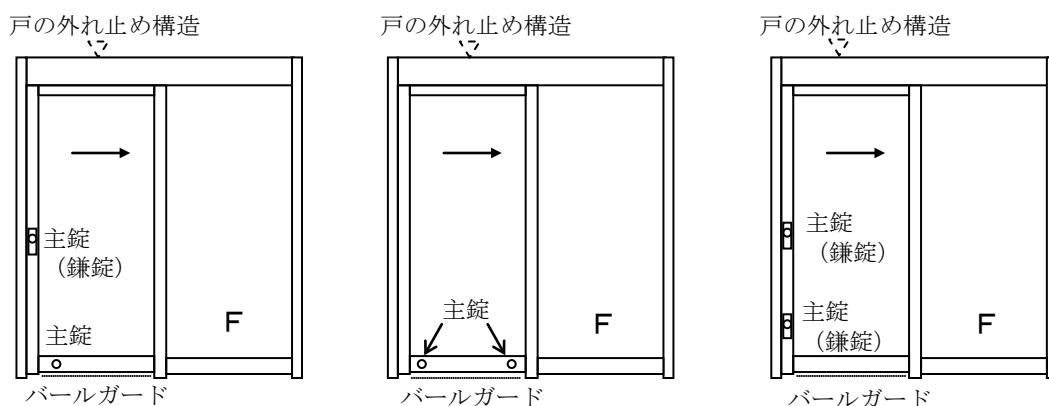
(8) ガラス引戸（自動を含む）の場合

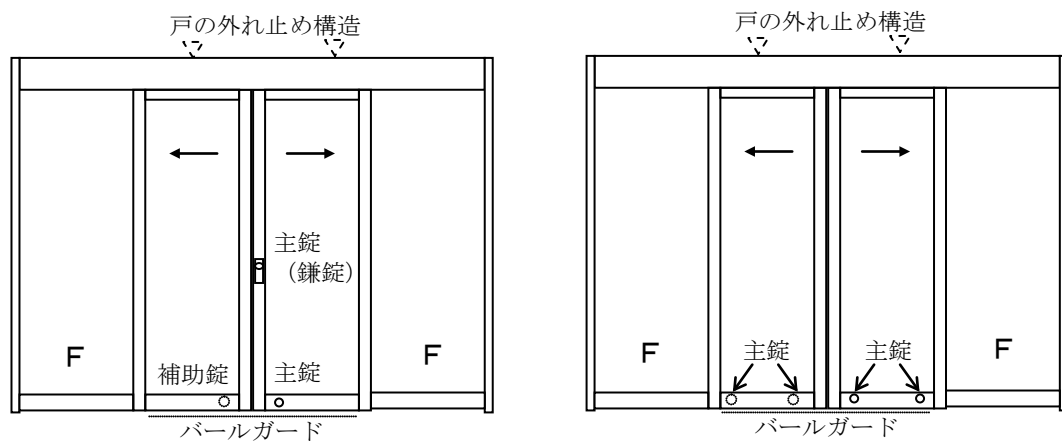
- 1) 戸の構造・仕様は、63 頁 [表－4] に示す構造とする。

注：樹脂製、木製は申請不可とする。

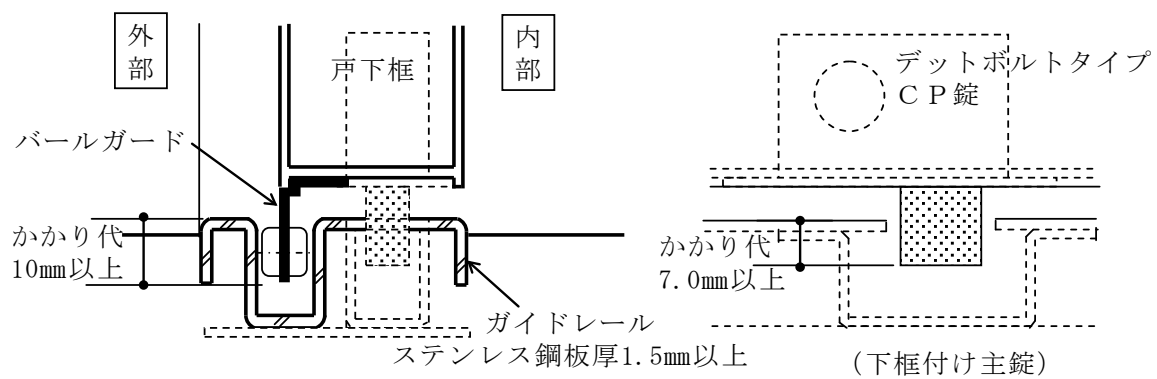
- 2) 戸は、外れ止め部品の装着や戸下部にボールガードを設ける等により屋外側から戸が外されない構造とする。
- 3) 戸の下部に取り付けるボールガードは、鋼及びステンレス鋼の場合は板厚 1.5mm 以上、アルミニウムの場合は 2.0mm 以上とし、下レールへのかかり代は 10mm 以上とする。
- 4) 戸と枠又は戸と戸の拘束は、戸 1 枚毎に主錠 2 箇所又は主錠と補助錠を用いた 2 点拘束以上とする。
- 5) 屋外側から施解錠する錠（主錠）は、面内方向の荷重を拘束する構造の C P 錠に限る。
- 6) 主錠受けの構造・仕様は、64 頁 [表－5] に示す構造とする。
- 7) 戸先框及び突合せ框に設置する錠は、主錠、補助錠共に鎌形式錠に限る。
- 8) 補助錠は基準書で特に規定していないが、「JIS A 1541-2 建築金物―錠、4.2 外力に対する性能」の基準に入る性能のものを使用する。また錠受のかかり部は、鋼又はステンレス鋼で厚さ 1.5mm 以上とする。

< 戸と枠、戸と戸の拘束構造例 >





＜ボールガードの構造及び下框付け主錠の構造例＞



※ボールガードの板厚は、鋼及びステンレス鋼の場合 1.5 mm以上、アルミニウムの場合 2.0 mm以上とする。

1 2.3. 窓（サッシ）関係の主な仕様基準

（１） 戸と枠又は戸と戸の拘束する締り金物の構造・仕様は〔表－６〕に示す強さ基準とする。

強さ基準は枠又は戸への固定部を含めた基準とし、性能試験成績書を提出する。

〈窓（サッシ）関係 主錠及び主錠受け部の強さ基準〉

〔表－６〕

種 類	締り金具	強さ基準		
引き形式 上げ下げ形式	締り金具 クレセント、連動締りなど	JIS A 5545 の規定に準ずる圧縮破壊強度 1200N 以上		
	締り受け クレセント受け、締り受け	JIS A 5545 の規定に準ずる引張り破壊強度 1200N 以上		
	締り金具 補助錠など	JIS A 5545 の規定に準ずる圧縮又は引張り破壊強度 1200N 以上		
	上げ下げ形式で下枠と下框との間にボールが挿入できない構造の場合は、締り金具の強さは規定しない。	強さ基準は特に規定していないが、JIS A 5545 7.2.2 強さ試験で規定している、試験荷重 400N～420N の基準を満足する締り金物を使用する。		
開き形式 折りたたみ形式	主錠は、面内及び面外方向に荷重を拘束できる構造とする。また下枠と下框の隙間にボールを挿入され戸が持ち上げられても、締りの拘束が外れない構造とする。	主錠設置高さ：足掛かり面から 1700mm 以上	面内方向の引張り破壊強度 1200N 以上	
		主錠設置高さ：足掛かり面から 1700mm 未満	主錠 1 個装着の場合	面内方向の引張り破壊強度 4000N 以上
			主錠 2 個装着の場合	面内方向の引張り破壊強度 2000N 以上
	※ 補助錠の構造・仕様は規定しない。	※ 折りたたみ形式 ・主錠受けの構造・仕様は、64 頁〔表-5〕に示す引戸の仕様基準を使用してもよい。 ・屋外側から施解錠する場合は C P 錠（鎌形式錠）を使用する。		

（２） 引き形式のサッシ

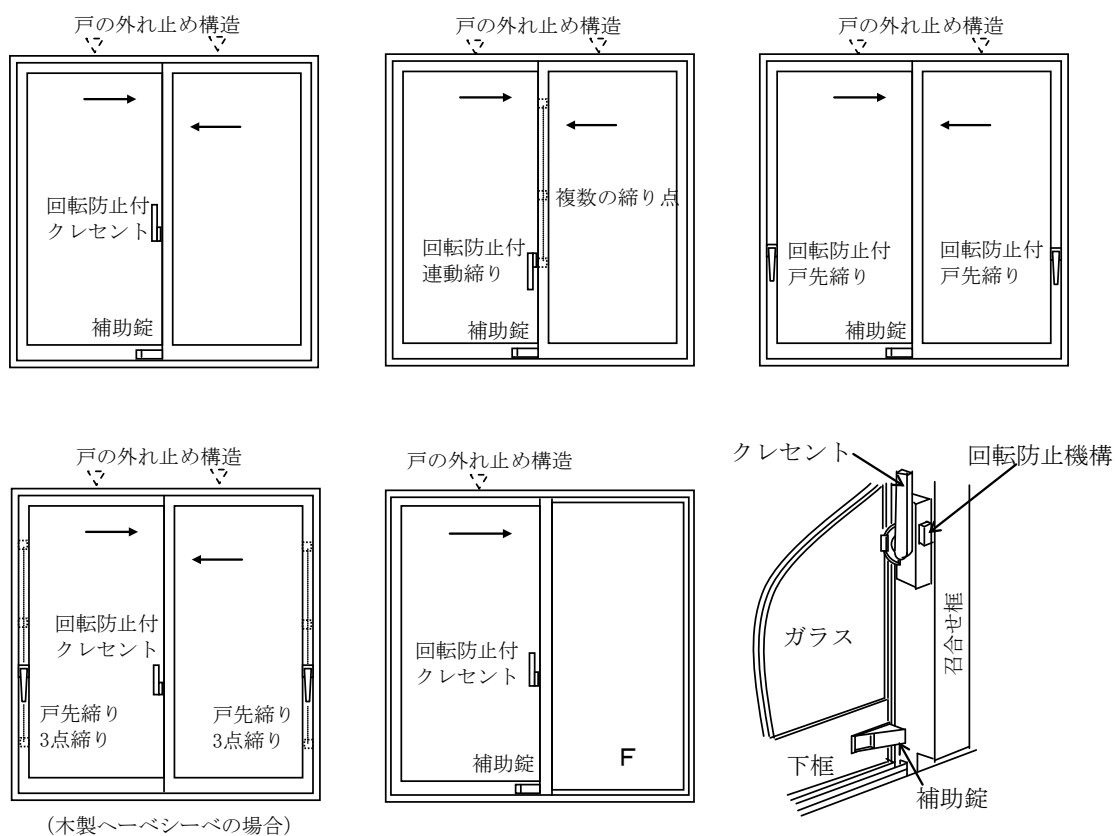
１） 戸は、外れ止め部品を装着する等により屋外側から戸が外されない構造とする。

２） 戸と枠又は戸と戸の拘束は、戸 2 枚毎に各々独立して解錠する、回転防止機構を有したクレセント又は連動締りと補助錠などによる 2 点拘束以上とする。

注：連動締り構造の場合は、召合せ框部に複数の締り点を設けた構造に限る。ただし木製のヘーバシーベの場合は戸先框部とし、締り点数は 3 箇所以上とする。

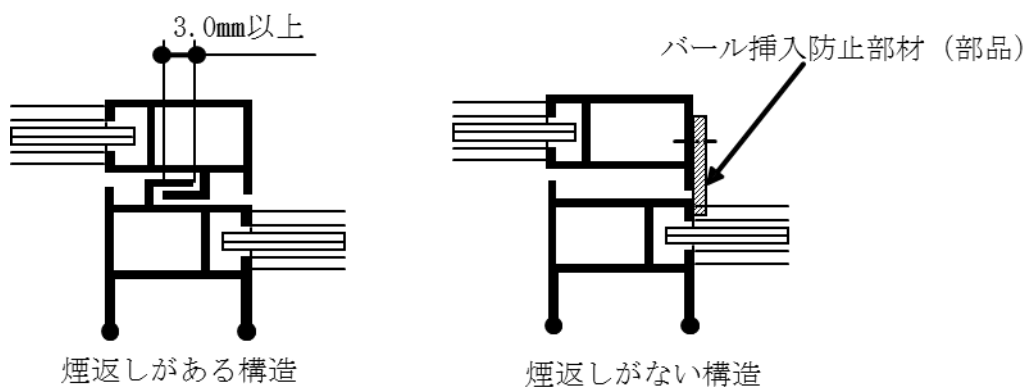
３） 締り金具の構造・仕様は、〔表－６〕に示す。

＜戸と枠の拘束構造例＞



- 4) 召合せ框には煙返しを設け、面外方向の攻撃で締り金物が直接攻撃されない構造とする。
そのかかり代寸法は 3.0mm 以上とする。

＜召合せ部の構造＞

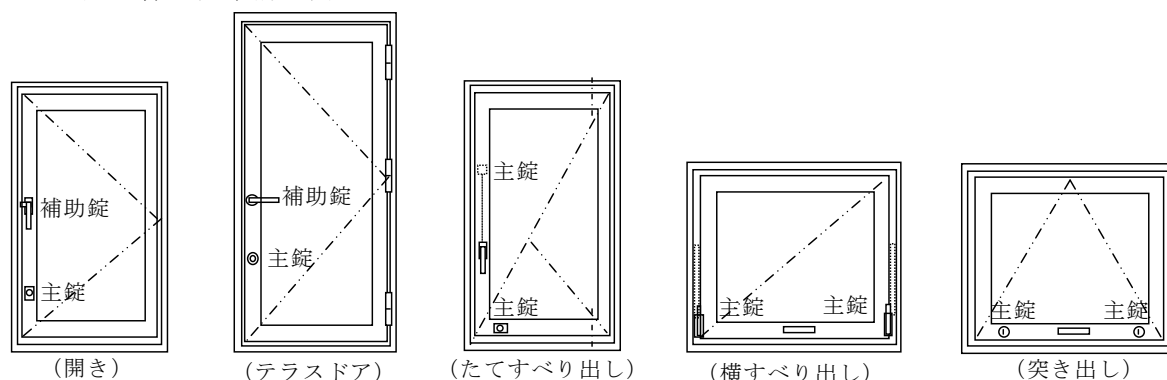


注：煙返しのない構造の場合は、パールが挿入できないことを証明する、写真などを添付した報告書を提出すること。

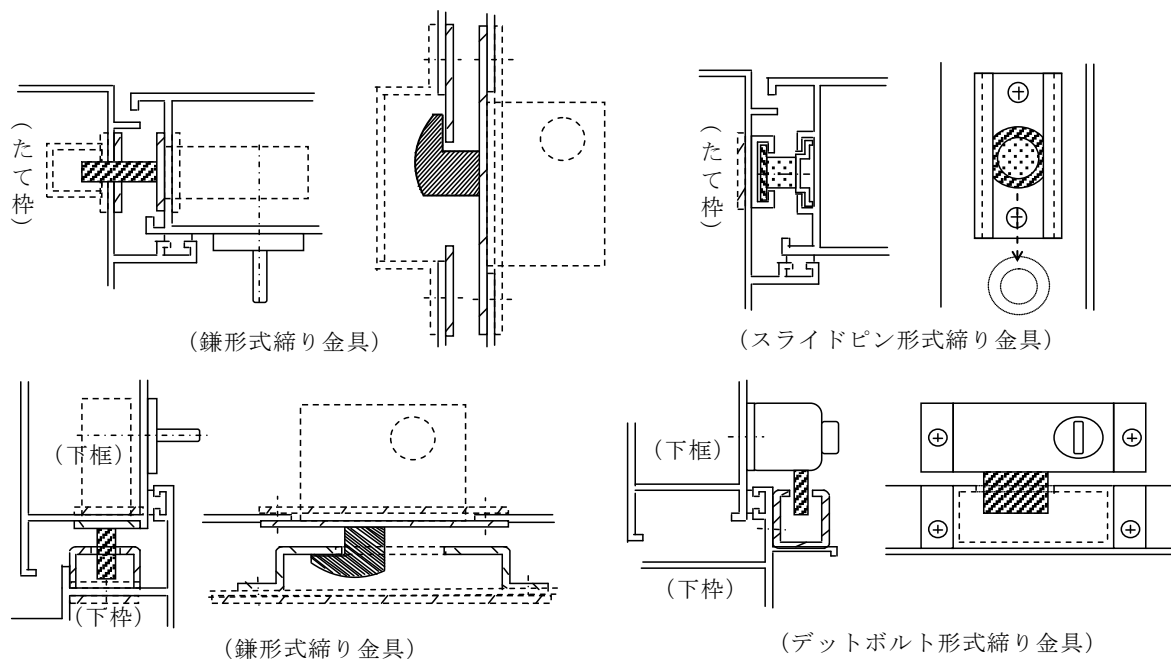
(3) 開き形式のサッシ

- 1) 戸と枠又は戸と戸の拘束は、各々独立して解錠する、主錠 2箇所又は主錠と補助錠を用いた 2 点拘束以上とする。
- 2) 締り金具（主錠）は、面内及び面外方向に荷重を拘束できる構造とする。また下枠と下框の隙間にボールを挿入され戸が持ち上げられても、締りの拘束が外れない構造とする。
- 3) 締り金具の構造・仕様は、69 頁[表－6]に示す。
- 4) テラスドアには上げ下げ窓を内蔵したものを含む。
その場合の上げ下げ部の構造は、上げ下げ形式のサッシに準じる。

<戸と枠の拘束構造例>



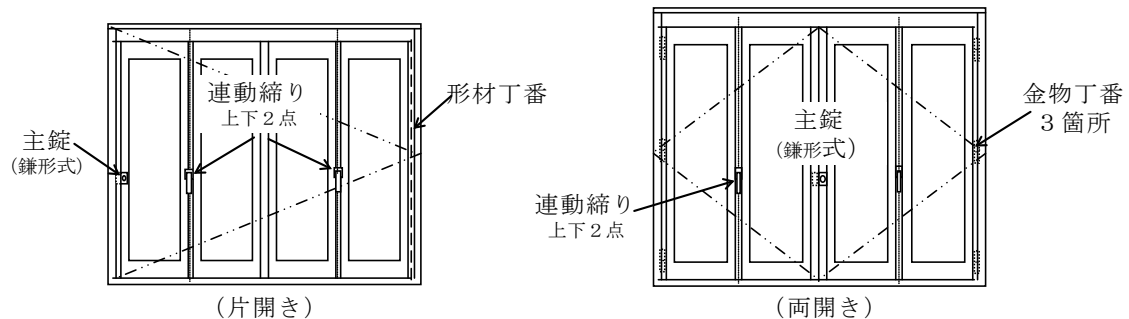
<締り金具の構造例>



(4) 折りたたみ形式のサッシ

- 1) 戸と枠の拘束は、戸2枚毎に回転防止機構を有した連動締り（上下2点締り）と戸先部又は突合せ部に装着する主錠（鎌形式錠）の2点拘束以上とする。
- 2) 戸と戸及び吊元側の枠と戸の連結は、形材丁番又は金物丁番とし、金物丁番を使用する場合の取付箇所数は2箇所以上とする。
- 3) 戸先部又は突合せ部には、主錠（鎌形式錠）を装着する。
- 4) 主錠及び主錠受けの構造・仕様は、69頁[表－6]に示す。
- 5) 屋外側から施解錠する錠（主錠）はC P錠とし鎌形式錠に限る。またガラスに穴をあけて手を差し込まれてもサムターン操作が不可能な構造とする。（脱着サムターン、両面シリンドーなど）
- 6) 屋外側から施錠する錠の錠受け部構造・仕様は、64頁[表－5]に示す。

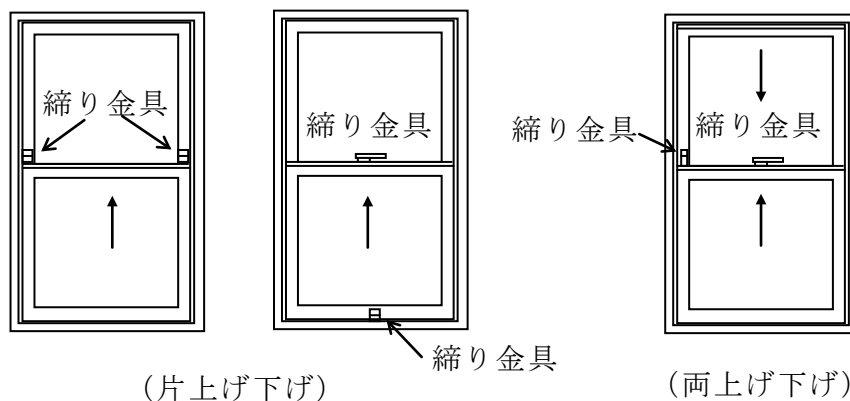
<戸と枠、戸と戸の拘束構造例>



(5) 上げ下げ形式のサッシ

- 1) 戸と枠又は戸と戸の拘束は、各々独立して解錠する、回転防止機構を有したクレセント又は補助錠による2点拘束以上とする。
- 2) 締り金具の構造・仕様は、69頁[表－6]に示す。

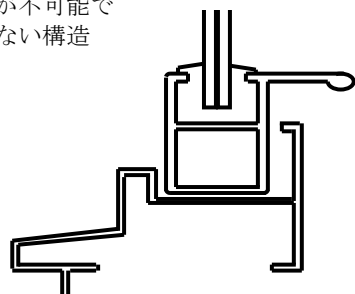
<戸と枠の拘束構造例>



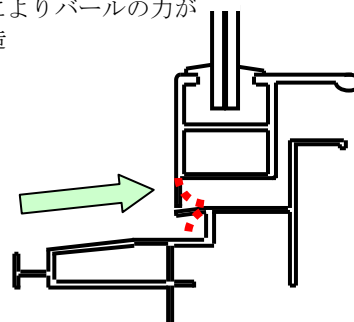
3) 下枠と下框の構造は以下のいずれかとする。

- ① 下枠と下框の隙間にボールが挿入できない構造の場合は、強さ基準の規定を適用しない。
- ② 下枠と下框の隙間にボールを挿入し攻撃しても、締り金具に直接力が伝わらない柔構造の場合は、強さ基準を満足すること。(力点が働かない構造)

ボール挿入が不可能で
攻撃が出来ない構造



形材の変形によりボールの力が
働かない構造



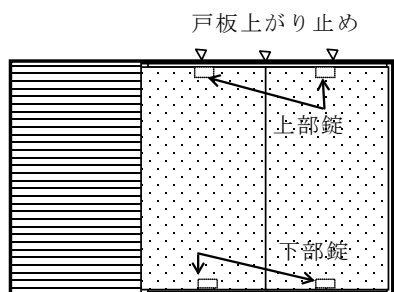
1 2.4. 雨戸の主な構造・仕様基準

- (1) 申請可能な商品は、戸箱タイプに限る。
- (2) 戸板の構造は、鋼板、ステンレス鋼板、又はアルミニウム板を面材とし、発泡プラスチック断熱材を芯材とした、両面フラッシュ構造とする。
- (3) 面材の板厚は、鋼板、ステンレス鋼板で 0.4mm 以上、アルミニウム板で 1.0mm 以上とする。
- (4) 戸板の強さは、JIS A 4713 に規定する単純曲げ強さ 30 等級以上の性能を有するものとする。

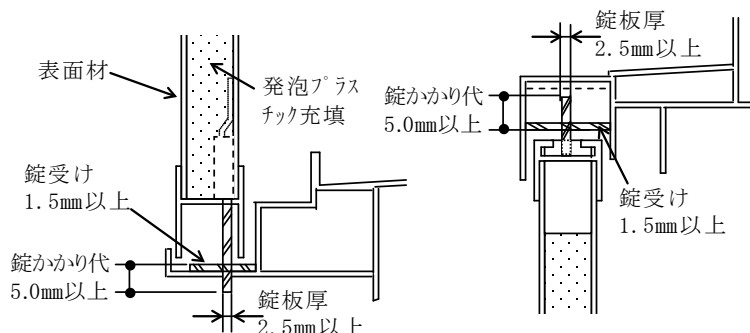
注：試験成績書を提出のこと。

- (5) 戸板の外れ止め防止として、戸板 1 枚毎の上下及び戸板突合せ部に錠を装着する。
- (6) 戸板外れ止め錠の構造は、以下とする。
 - 1) 錠及び錠受けの材質は鋼又はステンレス鋼とし、錠の板厚は 2.5mm 以上、錠受けの板厚は 1.5mm 以上とする。
 - 2) 錠と錠受けのかかり代寸法は、5.0mm 以上とする。

< 枠と戸、戸と戸の拘束構造例 >

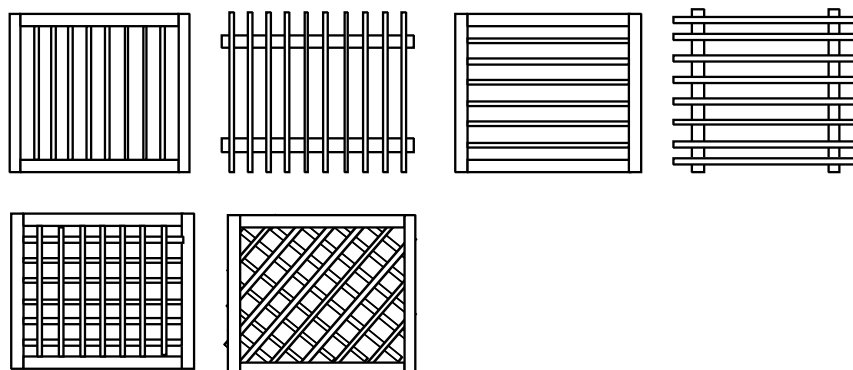


< 錠の構造仕様 >

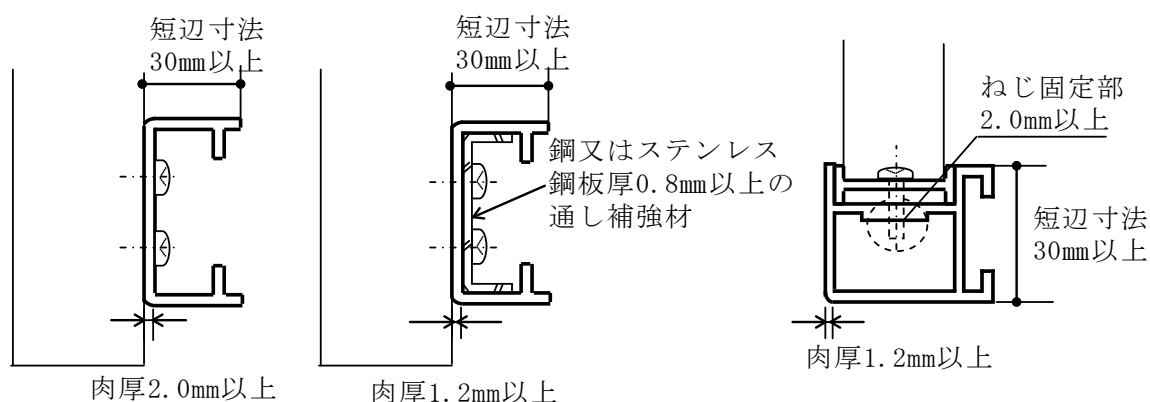


1 2.5. 面格子の主な構造・仕様基準

- (1) 申請可能な商品は、フレームを2方又は4方に配した、たて格子組、横格子組、井桁組、ラチス組タイプに限る。



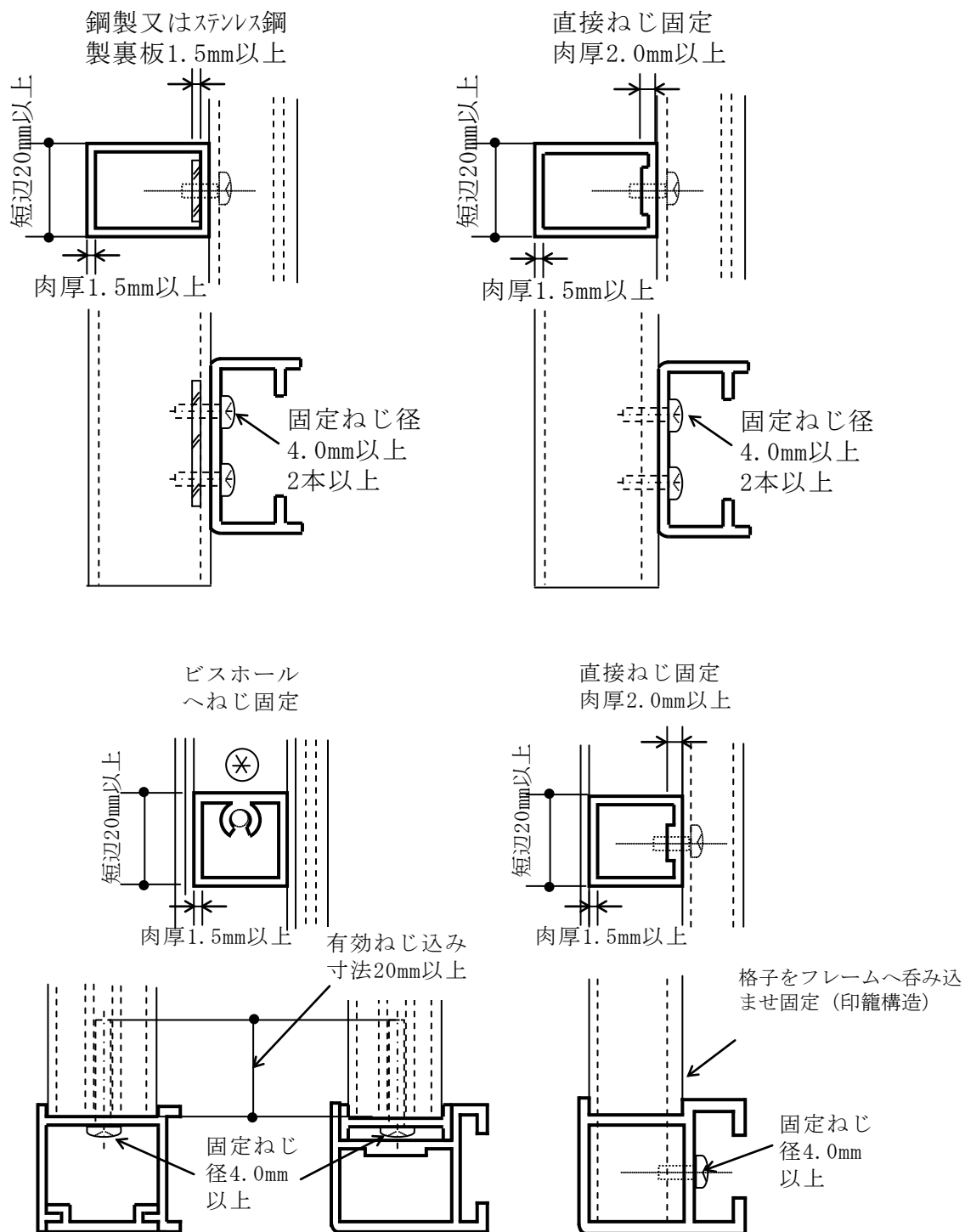
- (2) 材質は、アルミニウム押出し型材、アルミニウム鋳物、鋼又はステンレス鋼とする。
- (3) 格子の間隔は全て 100mm 以下とする。
- (4) 格子とフレーム、フレーム同士、フレームとブラケット、サッシ枠とブラケットなどを固定するねじは、径 4.0mm 以上とし、屋外側から容易に外されない構造・方法とし皿頭ねじの使用は認めない。またリベットでの固定方法も認めない。
- (5) アルミニウム押出し型材製
- 1) 井桁組及びラチス組の場合は4方フレーム構造に限る。
 - 2) 格子の短辺寸法又は直径寸法は 20mm 以上とし、肉厚は 1.5mm 以上とする。ただしフレームとの接合で格子に直接ねじ止めする場合は、ねじ止め部肉厚を 2.0mm 以上とする。
 - 3) 井桁組、ラチス組の格子交点は、全てねじ止め又はリベット締結で固定する構造とする
 - 4) フレームの構造・仕様
 - ① フレームの形状は、ホロー形状又はコの字形以上とする、ただしサッシ枠と一体押出されたブラケットに固定する場合はL型形状のフレーム構造としてもよい。
 - ② フレームの短辺寸法と肉厚は以下の通りとする。
 - a) フレームの短辺寸法は 30mm 以上とする。
 - b) フレームがソリッド形状の場合の肉厚は 2.0mm 以上とする。
 - c) フレームがソリッド形状で鋼、ステンレス鋼で板厚 0.8mm 以上の補強材入の場合の肉厚は 1.2mm 以上とする。
 - d) フレームがホロー形状の場合の肉厚は 1.2mm 以上とする。



5) フレームと格子の固定構造は以下のいずれかとする。

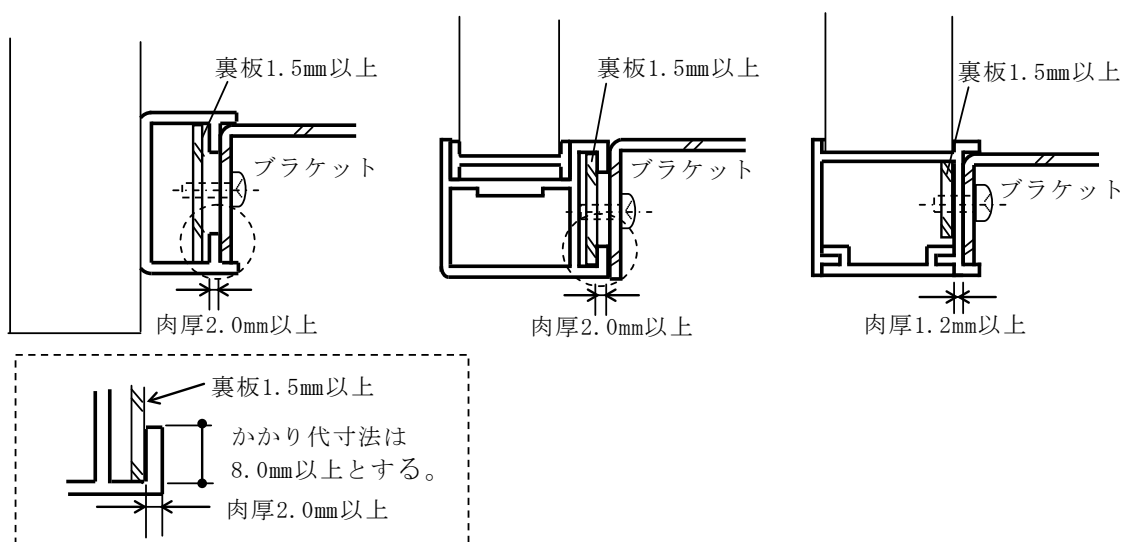
- ① 格子に鋼又はステンレス鋼で厚さ 1.5mm 以上の裏板を用い、ねじ固定する構造。
- ② 格子のねじ固定部肉厚を 2.0mm 以上とし、直接ねじ固定する構造。
- ③ 格子のビスホールを利用しねじ固定する構造。
- ④ フレームに切り欠き加工し格子を呑み込ませ、裏板を用いて固定又はねじ固定部肉厚を 2.0mm 以上とし固定する構造。(印籠構造)

いずれの構造も、格子の一部が切断されても格子が回転できない構造とする。



6) フレームとブラケットの固定部の基準

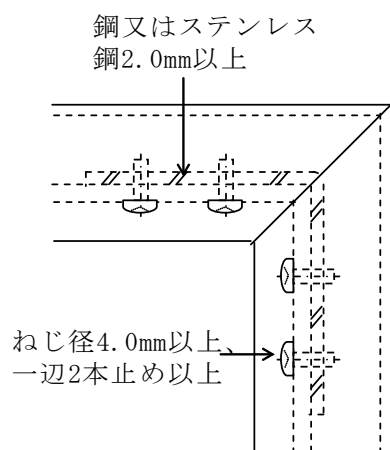
- ① 鋼又はステンレス鋼の厚さ 1.5mm 以上の裏板を用い固定する。
- ② 固定するねじは、径 4.0mm とし 2 本以上で固定する。また使用するねじは、屋外側から容易に外せない構造・方法とし、皿頭ねじの使用は認めない。
- ③ 裏板をソリッド形状に取り付ける場合の固定部肉厚は 2.0mm 以上とし、裏板が抜けにくい構造とし、8.0mm 以上のかかり代を確保する。
- ④ 裏板をホロー形状の中へ取り付けられる場合の固定部肉厚は 1.2mm 以上とする。



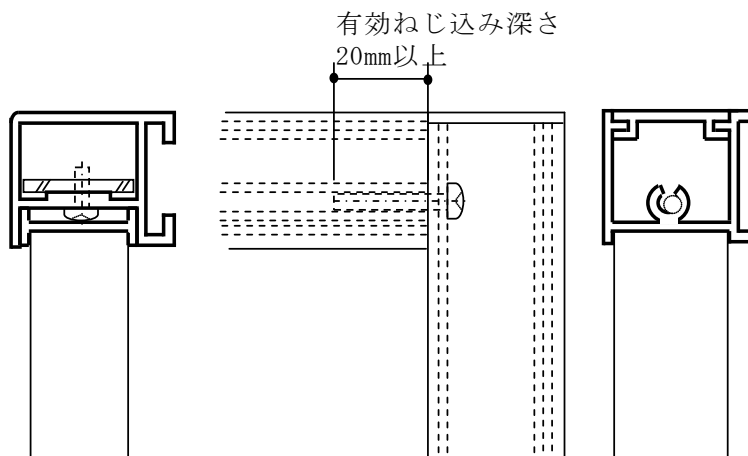
7) 4 方フレーム構造のコーナー接合方法

- ① 鋼又はステンレス鋼の裏板を用い接合する場合は、板厚 2.0mm 以上とし一辺を 2 本以上のねじで固定する。
- ② 形材同士を直接ねじ止めする場合は、径 4.0mm 以上のねじを用い固定する。ねじ込み深さは 20mm 以上とする。
- ③ 使用するねじは、屋外側から容易に外せない構造・方法とし、皿頭ねじの使用は認めない。
- ④ フレームの一方が外されても格子が外されないように、ブラケットの配置等を考慮した構造とすること。

<フレームコーナー部品接合例>



<フレームコーナー形材接合例>



(6) アルミニウム鋳物製

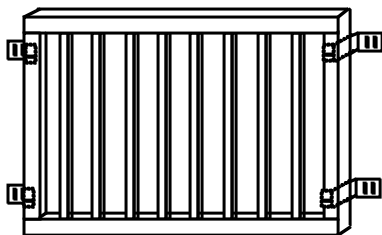
アルミニウム鋳物製は、フレームと格子を一体で鋳型したものに限る。格子及びフレームの短辺寸法及び肉厚は 17mm 以上とする。アルミニウム押出し型材やステンレス鋼との組合せは認めない。

(7) 鋼製、ステンレス鋼製

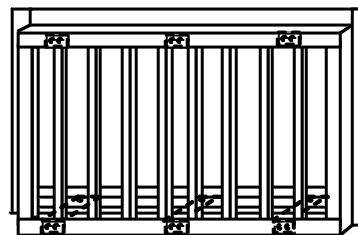
- 1) 格子の構造・仕様は以下のいずれかとする。
 - ① 短辺寸法 15mm 以上角型又は直径寸法 13mm 以上の丸型とする。
 - ② 角型は、短辺寸法 15mm 以上、肉厚 1.2mm 以上とする。
 - ③ 丸型で、直径寸法 20mm 未満の場合は、肉厚 3.0mm 以上とする。
 - ④ 丸型で、直径寸法 20mm 以上の場合は、肉厚 1.2mm 以上とする。
- 2) フレームは、短辺寸法は 30mm 以上とし、肉厚 1.2mm 以上とする。
- 3) フレーム同士、フレームと格子及び格子同士の接合は、溶接構造とする。

(8) ブラケットの構造・仕様

- 1) ブラケットの材質は、鋼、ステンレス鋼、アルミニウム押出し型材のいずれかとし、板厚（肉厚）は 2.0mm 以上、幅寸法 40 mm 以上とする。ただしアルミニウム押出し型材ブラケットの使用はサッシ枠に面格子を取り付ける構造に限る。
- 2) 分割型や伸縮型及び上記以外の構造・仕様の場合は、フレーム及びサッシ枠への固定部を含め、引張り等の破壊強度が 4000N 以上を有していることを証明する性能試験報告書を提出する。
- 3) 取付箇所数
 - ① ブラケットは上下又は左右に各々取り付ける。
 - ② ブラケットをサッシ枠又は躯体に取り付ける場合のいずれも、一辺に 2 箇所以上とし、ブラケットの間隔は 900mm 以下とする。

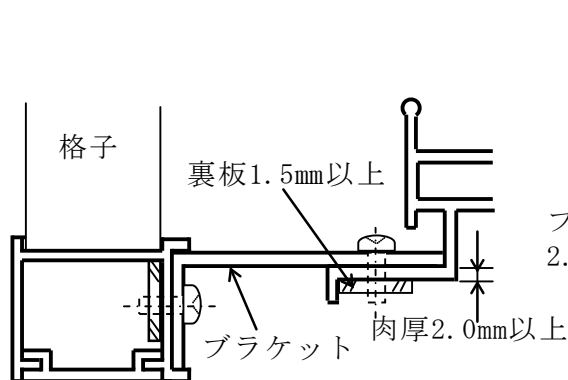
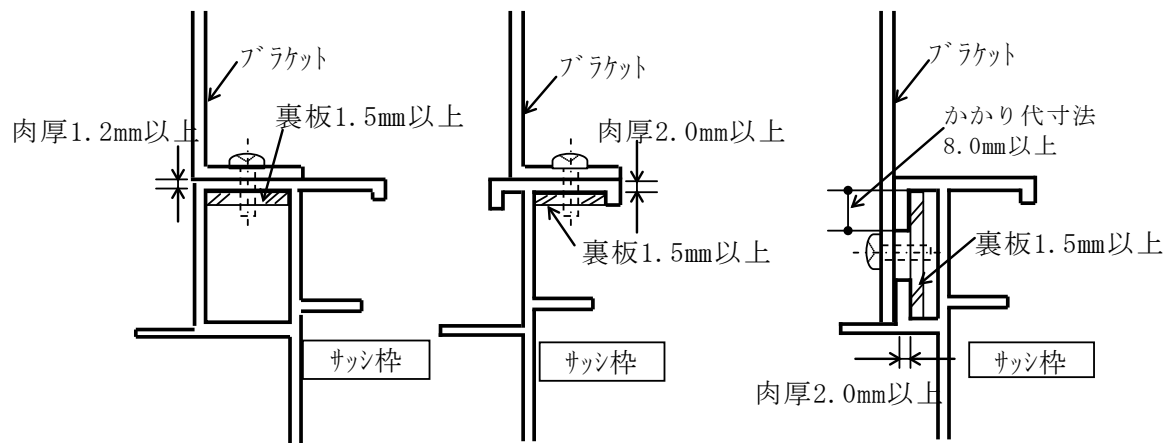


面格子を躯体に取り付ける場合

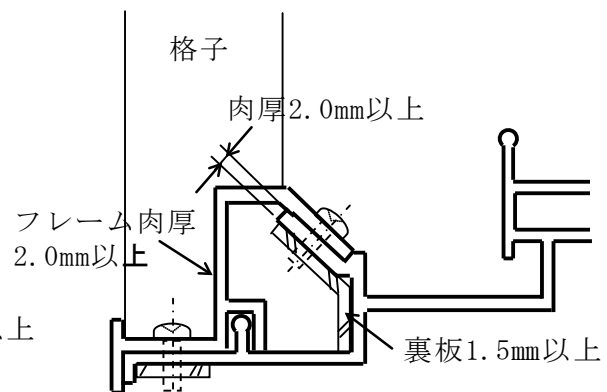


サッシの上下枠に取り付ける場合

- 4) ブラケットをサッシ枠に取り付ける場合のサッシ枠接合部の構造、肉厚は以下とする。
 - ① 鋼又はステンレス鋼の厚さ 1.5mm 以上の裏板を用い固定する。
 - ② 裏板をソリッド形状に取り付ける場合の固定部肉厚は 2.0mm 以上とし、裏板が抜けない構造とする。
 - ③ 裏板をホロー形状の中に取り付ける場合の固定部肉厚は 1.2mm 以上とする。
 - ④ 固定するねじは、径 4.0mm とし 2 本以上で固定する。また使用するねじは、屋外側から容易に外せない構造・方法とし、皿頭ねじの使用は認めない。



サッシ下枠へのブラケット固定



サッシ下枠一体型ブラケット構造

5) ブラケットを躯体に取り付ける場合は、ねじ止め（2本以上）、通しボルト締め、ホールインアンカー止め又は同等以上の強度を有する方法とする。

(9) 躯体へのブラケット取付強さ基準は以下とする。

- 1) 1本当りの引抜き強度が2000N以上の場合は2本以上で固定する。
- 2) 1本当りの引抜き強度が4000N以上の場合は1本以上で固定する。
- 3) 79頁〔表－7〕に示す固定部品を使用する場合は、試験成績書の提出は不要とする。

〈ねじ及びホールインアンカーの引抜き強さ基準及びリスト〉

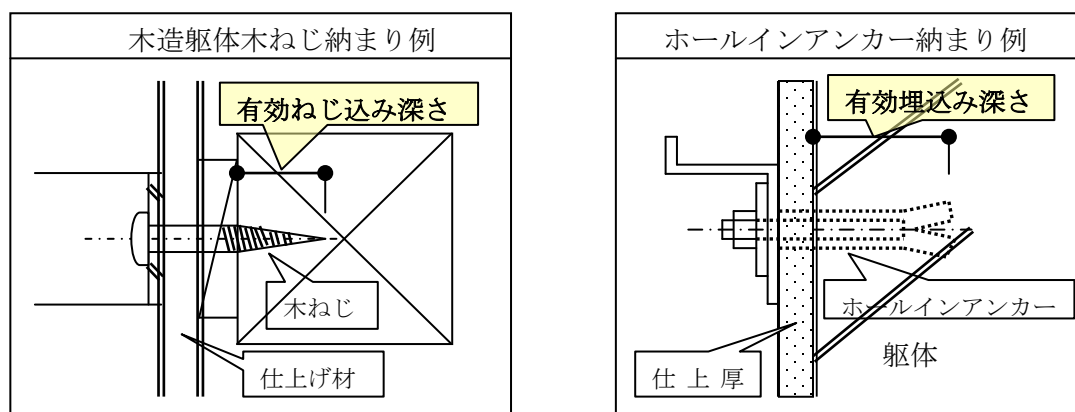
〔表－7〕

建物構造	躯体種類	取付方法		ブラケット1箇所当りに使用するねじ及びボルト		
				本数 (本以上)	径 (mm 以上)	有効埋 込み深さ 単位mm
木造	木	木ねじ		2	4 (4.1)	30
非木造	R C 及 び P C	ホール イン アン カー	心棒打込み式	1	8	35
			内部コーン打込み式	1	6	25
			本体打込み式	1	6	30
			スリーブ打込み式	1	6	30
			コーンナット式	1	6	27
	A L C	ホールインアンカー		2	10	72
		通しボルト締め		2	6	A L C 版厚 100
	鉄 骨	軽鉄（板厚 2.3mm 以上）にねじ止め（ステンレス鋼ねじ）		2	4	—

注1：ホールインアンカーの埋込み間隔は、埋込み深さの2倍以上とする。

注2：A L Cに通しボルトで取り付ける場合は、通しボルトの間隔に注意のこと。

- 4) 表－7に示す固定部品以外を使用する場合は、躯体に対する引抜き強度試験成績書を提出すること。ただしメーカーの引抜き強度試験成績書のデータに対し安全率（0.6）を掛けた強度とする。
- 5) 有効ねじ込み深さ及び埋込み深さ基準は以下とする。



- 6) 使用するねじ、ボルト及びナットは、簡単に外されない対策がされた「いたずら防止対策品」を使用するか、直接攻撃ができない様にカバーなどで対策を行うこと。

以上